

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-154）、MOX燃料加工施設（1-158）」

2. 日時：令和4年8月18日（木） 10時00分～12時00分  
13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事

燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他22名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和 4 年 8 月 3 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 8 月 9 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 8 月 10 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、録音解しました。
0:00:03	ありがとうございます。規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認調整について、資料を基に、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	熊崎規制庁側の出席者を紹介いたします。こちら側の出席者の紹介をお願いします。
0:00:27	はい、本庁側ナカガワタジリオオハシタカナシセトガワオオオカ以上になります。
0:00:36	その他規制庁側の出席者について、WEBからのコサクカミデだけが、
0:00:44	シミズ以上になります。
0:00:47	藤杉江日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をした上で資料の説明を、
0:00:55	浦野講師の説明をお願いします。
0:00:58	はい。日本原燃中浜でございます。日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:05	赤松。
0:01:07	谷口。
0:01:08	石原。
0:01:10	山田。
0:01:11	菊池。
0:01:13	藤枝。
0:01:14	安保。
0:01:16	福村。
0:01:17	佐渡。
0:01:20	沼尾。
0:01:22	田巻。
0:01:23	松谷。
0:01:25	佐藤。
0:01:26	高橋。
0:01:28	瀬川。
0:01:29	藤べ。
0:01:31	シミズ。
0:01:32	岩谷。
0:01:34	中浜。以上となります。

0:01:38	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただいてございます。最初に、昨日座の残件でございます。共通 08 及び共通 10、
0:01:52	そのあと、溢水 00-02。
0:01:56	海外か 00-02。
0:01:59	案いう 04 以上の資料のご確認をいただきたいと思います。
0:02:05	それでは 08 側から、昨日に引き続いて、ご確認のほどよろしくお願いたします。
0:02:15	はい。規制庁志水です。それでは昨日の続きで、共通 08 の資料についての確認をしたいと思います。
0:02:24	藤店長側から共通 08 の資料について、確認等ございましたらお願いします。
0:02:37	規制庁上出です。昨日の続きってことでと。
0:02:43	56 ページ。
0:02:45	やる、地下水排水設備について、ちょっと全般、
0:02:53	考え方を確認したいんですけど。
0:02:56	まず、耐震設計の欄が C -
0:03:02	す。
0:03:03	C、
0:03:05	D、エスエーがバーになってますけどこれはちょっと認識が違うんですけどまずいかがですか。
0:03:20	はい。日本原燃石原でございますはい。ここはすみませんいろんな平行してやってるやりとりの中の最新の情報が反映されておりません、おっしゃっていただいている通り、
0:03:32	S s に対する機能維持という話と、認定にスズキの維持という話がありますのでそれを適切に反映して記載を修正することで考えております。以上です。
0:03:44	はい。規制庁岡見です。わかりました。それ以外も、今 6 条はマルがついてるんですけどそれ以外がバーになっていて、
0:03:56	このあたりも今、
0:03:58	どうですか最新年、最新の考えだともう幾つか丸がつくって感じですか。
0:04:15	はい。日本原燃石田でございます。先ほど、先日話題になっていた施設共通で拾う部分もあると思いますけどちょっと確かに整理がして、

0:04:26	S s 機能維持だったり 1.2 S s 台数機能維持が必要なものとして考えたときに、必要な丸付けというのはあると思いますのでそこは適切に現状の考え方を反映して、
0:04:40	マルつけさせていただきたいと思います。以上です。
0:04:45	はい。規制庁上出です。
0:04:50	そうですねできれば今の段階で南條あたりに丸がつくみたいな話が聞ければと思いますけど、結構は、はい、そうですね。
0:05:03	すいません。今、DBの世界は通訳施設共通方針で、ああいうところも含めて拾うかなと思ってますけどSAの方でいくと、
0:05:13	27条と30条は少なくとも0が必要かなと思ってました。はい。
0:05:23	はい、規制庁紙、わかりました。
0:05:29	そうですねdガーダと14は入ってきて、
0:05:34	15の材料構造、あとは、
0:05:37	外部事象関係ってどうなんですかね八条とか、
0:05:43	はい。日本原燃社でございます。外部衝撃関係は共通的な方針として、建屋で防護であったりあとは、
0:05:52	非安重であることに多分変わりはないので、防護対象施設以外の運用上の措置の中で施設共通として丸をつけてリンクを貼ると。
0:06:04	ということかなと思ってました。以上です。
0:06:09	はい。規制庁カミデです。材料構造は非安重の整理だから。ええ。
0:06:16	本ピアカンといっても放射性物質を内包するものでもないし、ということでバーになるってことですかね。発生日本石田でございますはいおっしゃっていただける通りかと思います。
0:06:29	はい。規制庁深見です。わかりました。とりあえずそうですね。この表は適切に毎月していただいと。
0:06:39	ということでよろしく申し上げます。
0:06:42	とりあえず私の方からは以上です。
0:06:52	規制庁吉見です。他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:07:00	規制庁の江田です。
0:07:04	ちょっと前回のコメントのちょっと確認になるんですけども、ページでいうと82ページ、お願いします。
0:07:19	この中の、
0:07:21	僕、917番のですね燃料いう供給設備加古蒸気供給設備につきまして、これは機能等サポートの関係がわかるように修正して欲しいということをお伝えしたと思うんですけど。

0:07:38	これは修正いただいた内容としましては施設分のところに行く常用設備ってというのが、追加されたので、これはあくまで空調用の燃料という、
0:07:51	要はを供給する用の設備だと、ということがわかるようにしていただいたという認識でよろしいでしょうか。
0:07:58	はい。井上西田でございます。はい。まずはおっしゃっていただいた修正をしました。あとはすいませんそういう意味で
0:08:07	右下 100 ページの構成本文の構成のところの修正等、
0:08:15	確かに修正はどうなんですか不一致だと、不整合がありますので、ここは過去受けが消えるということで、修正をしようと思ってましたが完全に修正漏れでございます。
0:08:27	設備区分としてはその他、主要な事項の中の空調用設備の燃料湯供給設備という分類展開をするということでございます。以上です。
0:08:43	はい。規制庁の竹田です。はい。内容を理解しました。ありがとうございます。
0:08:49	ちなみにですね
0:08:54	この表全体でいえることなんですけれど、この水色のハッチングになっている箇所ってというのは何示せるんですか。これは、変更箇所を示しているということになるんでしょうか。
0:09:07	はい。日本イシハラでございますと判例も何も書いてなくて恐縮でございます。まずう、資料全体で下線になっているのは前回の資料提出からの修正点でございます。
0:09:18	プラス、青いグリッド青っぽいハッチングになってますのは、補正以降に、の修正を加えたもの、そのあとのヒアリングも踏まえて、修正を、
0:09:29	加えたものが青いハッチングになっているところでございます。以上です。
0:09:36	はい。規制庁の竹田です。わかりました。そういったところということで理解できました。修正の内容等は、含めて、私から確認は以上になります。
0:09:52	長シミズです。他、共通 08 について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:10:00	規制庁富井です。68 ペイジーとカーでいいんですけど、グローブボックスの負圧温度監視設備の話では、
0:10:09	ちょっと機能の整理がうろ覚えなんで一応確認させていただきたいけどとりあえずここ拘泥表のところ空白になってるの変じゃないかっていうのがこの瑣末な話で直しくださいって話なんすけど。
0:10:21	結局監視とか、警報系の話って機能。

0:10:25	何か他の資料の時に突っ込んで08に飛ばしたかそれとも持ち帰られたかちょっとどっちだか記憶が定かでないところがあるので、どんな状況だったか確認させてもらえればと思うんですけど。
0:10:38	はい、井上西原でございますこれ先に言えばよかった。私もこれ出した後で気づいて恐縮でございます。多分方々と合わせた結果多分ここにマルつけると完全に忘れて、
0:10:49	放置された状態だと思うのでこれすみません修正してお出しをしますもともと入って田丸が適切にそれぞれに、
0:10:58	集合して丸付けが入るはずでした。すいませんでした。
0:11:04	規制庁谷です。今回このグローブボックス負圧温度監視設備ってやつをその他の加工施設のその他主要な事項として1個項目が出てるとい形にはなってるんですけど。
0:11:14	昨日からのお話の中で、例えば臨界だったら臨界どこに関連づけながら、1回では結局放射線管理といったような気がしますが、関連するところでやりながらやってきてるっていう話で、臨界に関連するんじゃないかとか火災だったら火災警報の話がそこに関連するところは何かわかるんですけど、
0:11:31	例えば今回のこのグローブボックスはその乾燥設備に関してはいくつかの両方に関わり、条文とか設備に関わる問題は別途項目を立ててっていう話Cで言ったような気がするんですけど。
0:11:42	うちの00のときとかでも話を少し出したんですけど、菅柴の話とかもあったかと思うんですけど、そういう共通的な契約とか監視系の話っていうのは、結局どうしようとしてるっていう話で議論なりましたっけ。
0:12:00	はい。日本原燃石原でございます。まず、以前からご指摘あった通り、今設備リスト上ですね、
0:12:12	制御生業室等っていう条文要求がないのもあってかつ、もともと監視制御盤みたいな設備が個別にエントリーされていないのもあって、
0:12:24	設備率上手東條そういうものは項目としてし、
0:12:29	個別に起こしているものではありません。ただもともと加工の場合は警報設備等であったりあと火災の方でも、インターロック系の話があったり、
0:12:41	等
0:12:44	何があったっけ。
0:12:45	閉じ込めの負圧制御の話があったりと傾向があったりというのもあるので、そういった警報系の話をするとき、それを監視制御するものの、

0:12:58	制御万能機能であったりという説明をしようということで考えてました。そこは、それぞれのいろんな種類があって開示が2回3回とかに分かれた場合はトップバッター出てくるところで、
0:13:12	ほとんどが2回になると思いますけど説明をしよう。それはそれぞれの設備に紐づけて
0:13:19	案内とかの中で説明をするということで考えていたというのがももとの整理でございました。以上です。
0:13:26	規制庁田尻です先月の条文がないというのは認識しているんですけど、制御盤も一応設備ではあると思って今の説明っていうのは、例えば臨界ならば閉じ込めだろうが火災の警報があってそれがなる。
0:13:40	これ、結局、それぞれに制御盤がついてるというよりは、全体取りまとめる制御盤がいるというイメージなんですけど、まずここは合ってますか。
0:13:49	はい。与儀西田でございます。はい。個別といえばそれぞれのやつが集合した制御盤がいると監視盤がいるということでございます。
0:13:58	規制庁田尻です。その場合その制御バーンについてっていうのは、どこの部分でマルつけるかっていうと、全部、警報の方と合わせて課長の方と合わせて出してくるから結局窓口は変わらないって説明されたような気もするんですけど。
0:14:13	監視設備班芝関心切迫としてっていうのは、それぞれに溶け込むというのがどっかで読めるようにするっていうことなんですかね。
0:14:23	はい。日本原燃志田でございますはいちょっと工夫は必要だと思いますが考えてますのが一つが、先ほどもあった、警報設備等の中に入っていたとか警報の話、この説明をする時にはそれぞれを表示する。
0:14:38	もしくはその指示をするといった、伴の話がありますと、そういった系統構成の話をする必要があるというのと、
0:14:46	あと各施設、今後、加工施設の個別の施設が2回以降出てきますのでその設備のところには許可にも書いてますが、
0:14:56	それぞれの状態監視運転操作工程提出操作をしますと、それが第一営業室第1制御第1建制御代表室だったり、いろんな名称がそれぞれ各自設備の、
0:15:09	基本設計をしない店舗以内で展開をされるということdすそういうところでも監視盤の役割が説明が必要になってくると。
0:15:18	さらに、外傷関係でやっている全工程停止とかグローブボックス排気排風機以外の送排風機の停止、これも中央監視室でやる操作になりますので、

0:15:30	そういったところも紐付けて監視盤とかの機能であったり操作の説明が必要になると思ってます。そういうところにも付けて、それぞれの必要な会議で説明をしようということで、設備リスト上はあくまで今言ったインターロック警報をであったりというところに丸をつけて、
0:15:48	各開示でそういった制御盤とかの機能を説明していこうというのが今の整理の考え方でございます。以上です。
0:15:55	規制庁谷です。ちょっと1個ずつまでいければと思うんですけど制限。
0:15:59	設備としての話は、基本設計方針の有価なんかに来るんですかね。どこに現れるかっていうのをすいません運用とかそういう手順とかの中で、会社とかそういうところに削減してるっていうのは認識してるんですけど、それを取を与えた設備としての説明っていうのは設立はまず1回置いてたんですけど設備としての説明は、
0:16:18	本文上、挙績方針が終了指標を立てるっていう話し合いで基本設計方針としてそれはどこにいるイメージでしたっけ。
0:16:30	はい。与儀西原でございます。まず各制御室である要は状態監視とか運転操作工程停止の話は、各施設案いうの各施設の基本設計方針なり紐づいて登場しますということです。
0:16:44	焼結炉の温度高とか過加熱の防止回路とかそういった回路系の話であったり、漏液の受け皿の液位系の警報の話であったりとか、
0:16:56	というのが、それぞれの設備がいうのを基本設計方針なり、
0:17:00	警報設備ですね、農協設計方針なりで展開をされるのでそれと紐づいてくるということかと思ってました。以上です。
0:17:10	規制庁田井です基本設計方針に関してはなんかバスケットクローズ的ないうところにも設備がな、積分系の話もなくまとめて書かれてっていうのは一応今1回しててそれが第2章から第1回申請の方でまだ考えてないんですという説明なのかなというふうに偏ったんですけど。
0:17:24	設備リストに行ったときなんですけど、
0:17:29	今って、さっき一番大変話したグローブボックスは温度監視設備ちゃん和一応個別の項目を立てたと思ってるんですけど、こいつ等制御盤との違いっていう意味でいうと、
0:17:40	多い。
0:17:42	それぞれにぶら下がっている制御盤の話と、こいつは独立していろんな設備にそれぞれ設置されてるもノーで違いをつけたところなんですかね。

0:17:53	はい、与儀石田でございますグローブボックス負圧運動監視設備についてはこれ単独の設備でして、坂としてはですね、負圧であったり温度の監視をそれぞれの施設のグローブボックスに対して、
0:18:07	データをとって管理しているというものになりますので、先ほどの監視盤とかとは別の、バンバンってか設備として取りをしていたということになりますので個別に、
0:18:19	今項目を立てたということでございました。以上です。
0:18:23	規制庁た水、西友は悲しいなような気はするんですけど、何か個別に石は出てもそこまで呼ばない気はしますが今の現状の整理としてはそれぞれにぶら下がる形で書いてっていうのをやろうとしているっていうのは、
0:18:36	最低限どこでどう整理してるか特に今の話だと絶対、特に金融がちゃんとしてるような家がよくないところあるかもしれないんですけど、計測系とか、そこらの話っていうのはたくさんあるにもかかわらず要求として、
0:18:50	条文が縦長になってるからその項目立てないっていう設備を立ててないということなのかとは思うんですけど、ただ、ただ設備は有とは思ってるのでそこらの全体分についてそれぞれのところ、さっき言われた火災閉じ込めとかそこら系それぞれなんだと思うんですけど、
0:19:04	そこで暮らされてるっていう話が、
0:19:07	増永の所見では読めないと思っていて、今、別にそういった注記ってどっかに今帰ってましたっけ。
0:19:15	はい。日本原燃者でございます今おっしゃっていただいたのはまさしくMOXとか加工施設の規則要求との関係で特徴だと思うので、
0:19:25	今回の共通8なりにですね監視制御に関するいわゆる監視盤みたいなやつの説明を、どういうところで整理をしてするつもりなのかという考え方。
0:19:38	あと時に、どこの設備と紐づけてどういう丸がつくのかっていう、このまさしく設備リストの整理の仕方も含めたあと今後の申請の計画としての説明にもなるので、
0:19:51	その考え方共通8に入れてお出しをしたいと思います。以上です。
0:19:56	調達です。今おっしゃっていただいたように今後どういう計画で出すのかっていうところ先ほどおっしゃられたやつだと政局はいろんなところにプラス研堀場形で存在してるけど一番頭に出てきたところとかそういう話もされた気がするんですけど。

0:20:10	何か多少混乱する可能性もあると思いつつなので、その辺り含めてまず最初に出てきたタイミングでぶら下がってる警報系は全部乗っかってるわけではないけど、制御盤としての話、菅柴監視盤としての話はそこで
0:20:23	止めてとかっていう話はあったかと思うんでそのあたりの考え方含めて多分示していただかないと、あと次回で何か混乱するような気はするので、特に設備名が当たってないっていうのもあるところがあるので、
0:20:36	ちょっとその辺りの整理、すいません。
0:20:39	コサクです。途中でごめんなさい。ちょっとは戒めのことで言われたような気がするんですけど私がちょっとまだ追いつけてないので、確認させてください。
0:20:50	まずその制御盤。
0:20:53	複数の警報なり何なりに対応するように求めている制御盤ということについては、仕様表で書くようにはなっていないので、
0:21:04	基本設計方針記載する。
0:21:09	機器と、
0:21:09	いうことの扱いで、それぞれで登場してくるので、
0:21:16	ものとしては、一番最初に出てくるところで一色の説明をしますと、
0:21:22	ということだったと理解をするんですけど。
0:21:27	そういう基本設計方針で各機器っていうのは、この08のリストには入ってるっていうことでよかったんですけど。
0:21:41	はい。井上根井志田でございます。そういう意味でいきますと、
0:21:48	いわゆる警報とかの機器名称は、基本設計方針上を、許可の本文添付で登場するものを展開をされます。
0:21:56	一方その整理をする、いわゆる部屋ですね、制御第1室とか声優代表室とかそれは、設備率上、いろんな設備ある制御室が、名称が出てきます現場の制御室も、
0:22:11	基本設計方針上登場するんですけど1000室じゃなくて盤って話してるんですけど。
0:22:20	はい、二本木西田でございますすいません。機器の名称が出てきますが版としては出てきてないですね。はい。中央監視室に警報を表示するとか、ブザーを吹鳴させるとか、
0:22:34	そういう言葉でしか登場しないので、それだけが出た警報名とか、あと機器名、インターロックの名前とかが出てくるだけです。
0:22:46	コサクです。現状その整理なので坂が登場してなくて、それぞれのやつがどうなってるのかわからないっていうのが、田尻が言ったこととい

	うことで、多田さんそういう理解でいいですか。そういう理解ですねちょっとどこまで踏み込むか。
0:23:03	なんかためらってたんですよ。ありがとうございますすいません。
0:23:07	あ、コサクですありがとうございますで、そうすると版を書く書かないってのはちょっと悩ましいなど。
0:23:13	思ってたで、共通 06 の方見たんですけど、警報ってどこでなるのっていうのが、
0:23:22	従来妥当リストの仕様表の中で、どこに警報を設置しますということが書かれていたところが、
0:23:35	構造図で展開とかっていうふうに書かれてるんですけど、
0:23:39	本当に構造図か。
0:23:41	ていう気もしますし、
0:23:46	わかりにくいなという気がしていて、
0:23:50	ちょっと、
0:23:51	もし今、実用労の経験をお持ちの方で、
0:23:57	どうなってるかわかれば教えて欲しいんですけど、実用炉のその警報の、
0:24:03	場所なり、設備ってどういうふうに設工認上表せたかっていうのはわかりますか。
0:24:16	日本原燃谷内です。ちょっと見てみますが、
0:24:19	よくある中での整理でいくと、
0:24:23	制御とか、そのバーンとかって、個別に仕様を立てていなくてですね、計測制御設備の中で、本文、
0:24:33	だから、要目表に当たるところがもう文章でつらつらと書いてあって、
0:24:38	こういった整理をします交換します。
0:24:40	ていうなことを、
0:24:42	書いてたように思いますんでその中で文章で、結構ここに出しますねっていうのがあるやつは書いてたと思うんですけど、そんな内容だったと思います。ちょっと調べてみます。
0:24:52	はい。コサクですありがとうございます。
0:24:56	今話を聞いて私もうろ覚えのところで言うと、言われるように文章、確か書いてたなというところで、
0:25:06	添付書類の方では、特異な添付書類、図面要求があって、系統図的な、
0:25:16	配置図的なみたいな感じのもので、
0:25:19	傾向は中層の

0:25:23	こういう、こういう場にまで書いてあったところはわかりませんが、発信しますと。
0:25:30	ということで記録系がどうつきますみたいなことがわかるような図面を出していたかなと思います。多分それは構造図とは言わないんだろうなと思うので、
0:25:41	ちょっとその辺りも含めて整理いただいたらいいかなと、まずは思います。その点はイメージ。
0:25:51	共有できましたかね。
0:25:53	はい。日本原燃志田でございますはい展開先としてちょっとどの方も見た上で、どういう
0:26:01	図面として起こすのかっていうのとあと基本設計方針のリンクですね、話をちょっと整理をして、見える化させていただければと思います。以上です。
0:26:13	はい。補足です。少なくとも最低限本文で、版とは書かないまでも質というようなことで示されて、
0:26:23	添付書類も含める、添付書類図面も含めると、どういうふうに
0:26:29	現場に設置するのかわかるようになってということかと思えますそれに対応してこのA08のリストについてどう示していくかと。
0:26:42	いう古藤の表記の仕方、先ほど注釈なり何なりでということはあると思うので、
0:26:51	最初版で書いてると思い込んでいたので、ここに版が入って、その番で注釈で他の機能とセットですみたいなことがわかるのかなと思ったんですけど、そんな簡単なものでもなさそうなので、
0:27:03	少し検討いただいて整理いただければと思います。
0:27:11	と、
0:27:12	一応今の、
0:27:14	話は、
0:27:15	そういうことでの理解データじいさんわいたと思って大丈夫ですか。その理解で、ちなみに今どの資料を少し見ていて、
0:27:25	中央制御機能とかっていう形で一応中央制御室はこの求積方針としての伊佐伊井のようなんですけど中央制御室制御盤等という形で、どういった設計にするっていうのを方針でうたってるような形にとりあえずは見えますが、ちょっとこころもちょっと確認、こちらでもいたします。
0:27:46	はい。二本木西田でございますはい。ちょっと我々もこれ前にご指摘を受けてそれぞれ登場する条文だったり、設備であったり、あと、
0:27:58	基本設計方針でどう展開してるのかっていうのと、あとそれをし、

0:28:03	図面とか添付書類の説明図で、どの方の制御関係の説明との比較をしながら、どういうことを展開すればいいかっていうの、まとめてわいたので、そういったことをちゃんと見える化すると。
0:28:16	いうことをさせていただければと思います。以上です。
0:28:20	はい、大坂です。よろしくお願いします。それであとはグローボックス負圧温度監視設備っていうのは、集約してその他にしつつ、
0:28:32	昨日の話で臨界についてはどうしますかということでそれ以外にも警報というのがありますよと。
0:28:39	いうことで、それをどういう集合体にし、
0:28:42	集合体なり
0:28:45	仕分けをしていくのが適切かと。
0:28:48	いうことについては昨日、宿題事項としているところだとは思いますが、考え方としてワー
0:28:59	基本それぞれの
0:29:02	設備単位において、建築から警報までの話を整理をしつつ、
0:29:10	先ほど言ったところで同じ場所って言えばそれぞれ兼用するっていうほどの話でもないかもしれませんが、対応していくと。
0:29:20	いうことだったかなあとって、
0:29:24	でって、と言いつつ、なんでじゃあグローボックスはここにまとめるのということかというと、
0:29:33	機能として一つ、1くくりになるものなので設備単位として作りますと。
0:29:41	いう理解です。
0:29:44	かねちょっと私の頭の整理というところなんですけど、考え方はそれだと、そういうことでしょ。
0:29:50	はい。日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいている通りです設備の構成とか機能とかの括りをいろいろ中で話をして、
0:30:01	機能として見れば、それぞれのグループボックスの負圧あたり運動を鑑賞し、整理をするということの一連の機能を考えたときには、1集合体としての設備として、
0:30:13	エントリーするのが、今後の添付書類の説明も含めて、設備の構成に応じた説明が支出できるだろうということで、こういうことで無
0:30:24	今までバラバラになってたのを集合体させて、一つの欄にしたということでございます。以上です。
0:30:30	はい、補足です。その時に、これだと監視系として、監視系というか計測系としてというか、

0:30:41	特異な設備ということになるんですけど、そもそも何の設備に対して監視するものなの。
0:30:49	それに応じて起動信号なり停止信号なり、何か動作をさせる信号を発生させないとするとそちらの設備との関係はとかっていうのも、
0:31:02	少し気になるんですけどそのあたり、何か具体的には換気系なのかなと思うんですけどそのあたりどうお考えになりますでしょうか。
0:31:15	はい。日本原燃石田でございますこの負圧というか温度監視もそうですが、でもちょっと避難所の設備があってですね安重は他のところにも別でまた上げていますけども、
0:31:26	避難所の方は警報とかを表示するだけで特にインタロックとしてどこかに繋がって環境を止めるとかっていう機能もないので、その他の設備としてここにエントリーをしたということでした。以上です。
0:31:40	規制庁コサクですちょっと今までより若干余計混乱しちゃったんですけど、このグローブボックス負圧温度監視設備は、安重非安重を統合したものということですか。
0:32:00	はい。日本原燃石田でございますちょっと確かに説明がぐちゃぐちゃですけど負圧にしてみれば安重避難所のグローブボックス全部合わせてこの設備でやっています。
0:32:11	一方温度の方は、火災、
0:32:15	後、
0:32:17	火災分別設備の中でG Bのグローブボックスの温度、
0:32:22	監視装置課としてちょっとどこかの場所を今探しますけど、エントリーをしているものがありますということです。
0:32:30	規制庁コサクです。
0:32:32	そ、今のだと二つの機能を抱き合わせたの設備に、
0:32:38	枠にしていますということ。
0:32:41	あと、二つと言いつつ、片方は安重非安重も含めと。
0:32:46	ということのようですけど、
0:32:50	そこら辺を明確にさせていただいて、
0:32:55	先ほど非安重は動作をさせないのでって話をさせされましたけど、安重の方は動作をさせるということだとすると、やはりその動作家との、
0:33:05	設備の繋がりに和気なりといったところの考え方っていうのがあるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょう。
0:33:15	はい、日本イシハラでございますちょっと一瞬だけちょっとしまっていた場所を探します。

0:33:52	はい。日本原燃石田でございます。今右下 64 ページの一番下にある 601 番ですかね。
0:34:00	第 3 回でグローボックス温度監視措置、これが非常用設備の火災防護設備、火災感知設備に入ってる。
0:34:13	感知設備になりますこれ
0:34:16	安全のグローボックスに対する温度監視をしているものでこれが、
0:34:25	温度高になると。
0:34:27	消火設備に飛んで消火が、復活が出るという機能になってます。
0:34:34	そこの連携が、このリスト上見えるかということ確かにそこら辺がちょっと、また火災感知性、火災防護設備の中では同じ分類で、感知消火の中で何で説明がされるということかと思ってました。以上です。
0:34:54	古作です。ちょっと、これを見て余計またわけわからなくなったんですけど。
0:35:01	先ほど監視盤の關係に似てるような表記になってるかなと思うんですけど、
0:35:09	そちらの方は私のイメージでいい。
0:35:12	考えたところだとここは監視装置ではなくて制御盤と、
0:35:16	いう書き方で、制御盤っていうのが、グローボックス監視にも書いてある種の内数としても書いてあるし、
0:35:26	放管の方の内数としても書いてあるし、臨界の方のやつにも書いてあるしというふうになってて、
0:35:33	全体的に県それぞれの設備湯
0:35:37	の中で兼用する機器なんですと。
0:35:40	ということなのかなと思ったんですけど。
0:35:43	グローボックス温度監視装置というは食うわ。
0:35:50	何か大きな枠でもありつつ、
0:35:54	機器単位にもなっていてというのですごくよくわからない状態なんですけど、
0:36:00	温度管理装置っていうのは検出から警報の晩までと一連あるような気はするんですけど、どういう扱いになるんでしょうか。
0:36:10	はい、与儀西原でございますこちらの方は先ほどのグローボックスはゾーンヌカミソじゃないですけどアンジュボックスで安全審査でやらしていただいた多様化した御感知器ですね。
0:36:23	この感知器からその信号を取って消火に送るための制御というか、をしている伴までの一連の流れを入れたものがこのグローボックス温度監視装置になります。

0:36:37	規制庁谷井です。ちょっと僕はわかんなくなって整理したんですけど、もともとグローブボックス不安と温度監視装置っていうグローブボックスとか共通で全部乗っかってるやつがいて、かつ、ここの部分で
0:36:50	1 事故体制に近いようなやつでプラスアルファ乗っかる形で安重として事故対処の安全としてグローブボックス温度監視装置と別途いるって言ってよかったでしたっけ。
0:37:06	はい。与儀西原でございます。
0:37:10	もうちょっとちゃんとわかるように変えたいから駄目ですねまあね。えっとですね構成としては、先ほどの 68 ページにあったグローブボックス負圧温度監視装置が、
0:37:22	全部のグローブボックスの負圧を見ているのがこの装置になります。プラス、先ほど 64 ページにあったグローブボックス温度監視装置が見ているグローブボックス以外の温度、
0:37:35	恩田の感知器ですね、を見ながら、消火ガス評価側との連携をとるのがこちら側、
0:37:42	先ほどの 68 ページにある、910 番の設備になります。以上です。
0:37:49	影響度です。衛藤。
0:37:52	アンビューのグローブボックスの火災、
0:37:55	感知だけが先の温度感知だけがベッドDH負圧の管理っていう等、安重のグローブボックスの方もこいつがやるんでしたっけ。
0:38:06	はい。乳井西田でございますはい。そうなってます。
0:38:10	ちょっとです。なんでちょっと頭が混乱したんですけど、今度と負圧があって、アンビューだろうが避難所である熱田にはこいつがやって、温度管理の、
0:38:21	安全フローボックスだけは別の名前の温度監視装置みたいなやつが今書かれてるっていうことですかね。なんかちょっと設備の区分のまず確認だけなんですけど。
0:38:32	はい、二本木西田でございますはい。おっしゃる通りでございます。
0:38:36	じゃ、ちょっとわかんないように書いていただけると、なお良いかと思うんだけど、まずわかるようにしていただけると助かります。
0:38:46	はい、宮城石田でございます承知いたしました。
0:38:51	規制庁コサクです。すいません。また、私が追いつけてなくて、今の葛西とその他は名前が違うんでしたっけ。
0:39:02	はい。すみません。
0:39:04	私もデジャヴのようになってきましたけど、
0:39:07	えっとですね、

0:39:10	火災に火災防護設備に入っている方がそうですねぐらい、グローブボックス温度監視装置と書いてます名前が違います。はい。はい、わかりました。はい。風圧が入る入らない、入らないで1杯違うものっていうことですね。はい。
0:39:25	わかりました。
0:39:27	ちなみに、
0:39:29	笠伊井のちょっと話脱線しちゃってあれですけど、グローブボックス温度監視装置は確かに火災を検知、感知する。
0:39:40	ものではあり、
0:39:42	つつ、通常の火災感知とは違って別々ものというかプラスアルファでつけるものと、
0:39:49	いうことですけど。
0:39:51	設備協力とすると、感知設備の一部ということで、
0:39:57	登録スルー必要があるものってことでよかったんでしたっけ。
0:40:06	日本原燃石田でございます。今んと、すいません私鳥羽がいろいろ今、64 ページからの話をされてますけど、68 ページの話をしてます。
0:40:16	あれ。
0:40:17	今、65 ページを見ながら 65 ページでも同じですねはい。重大事故との関係になってるので。はい。許可のときの議論も、グローブボックス温度監視装置は
0:40:29	安重のグローブボックスのまさしく感知、温度監視といっても、火災の感知をするための設備なので、感知設備としてエントリーをするという整理をさせていただいてました。
0:40:45	はい。はい、規制庁コサクですわかりました。
0:40:49	事故対処のためのという意味だと、何か別枠でも問題はないのかなとは思ったんですけど。
0:40:57	許可からここはもうこの中で、
0:41:00	対応しますというところで設備登録の枠を作ったっていうことですかね。
0:41:04	はい。日本原燃石原でございます。そういう岐路記憶でございますはい。
0:41:10	はい。コサクですわかりました。
0:41:13	そうすると火災の方ワー火災の全体体系の中で感知の警報までいき動作を、の消火設備につなげると。
0:41:24	ということなので、それぞれ機能が分担されていて輪が繋がっていくと。
0:41:33	いうことなので、それぞれ機能が分担されていて輪が繋がっていくと。

0:41:41	不破通の方も検知する方と動作する方は分けますってということですか。
0:41:56	はい。日本イシハラでございます
0:41:59	麻生です件検知する側からその監視をして、盤に表示するまでの一連の流れがこの68ページに言っている、910番のグローブボックス画像温度監視装置であると。
0:42:11	ということで、必要な部分を一連な。
0:42:14	並べて一つの項目で整理をしようと思ってたところ、ところでございます。以上です。
0:42:23	大坂です私が言いたいのは何で監視、換気設備の一部の設備としないんだと。
0:42:30	何で分けるんだっていうところを逆、逆向きにそちらの理解ってこういうことですかってということで、
0:42:36	ちょっと言い方を変えていってるだけなんですけど。
0:42:41	分ける理由ってというのはどうです。
0:42:44	か、或いはまとめるところ。
0:42:46	基本加工事業的な発想でいうと、一連のものを一度枠で、ケイソクだろうが、
0:42:56	何だろうがまとめて清設備設計しますっていう発想だったような気がするんですけど、ここは分けるというのは、
0:43:06	どういう理由かっていうので、
0:43:08	お話しいただければ。
0:43:17	はい。与儀西田でございます。
0:43:23	もともと考えていたのはグローボックス圧運動会装置の名前の通り負圧周りから温度も監視しという、複数の機能があったということで、
0:43:34	また、その表示を見て支持を見て、
0:43:38	運転員が手動で、その関係と調整をしにいくと、インターロックで何か繋がっていくという部分でもなかったの、その他設備として今個別にところをエントリーをしたということでございました。以上です。
0:43:53	コサクです。安重も含めてインターロックとかはなくて人がその間を介在するということですか。
0:44:03	はい。弓削西田でございます負圧の方はそうでした。はい。乳井西田でございます。
0:44:10	コサクです。わかりました。で、もう一つは温度監視ってというのは、
0:44:16	何をやるんでしたっけ。
0:44:19	はい。与儀石田でございます。これはさ、そういう意味でいくと、こちらの方の後ろの方の監視はBクラスとかのグローボックスの消火設備に、

0:44:29	信号飛ばすのは先ほどの感知設備で言っている安重側と何ら変わりはありません。
0:44:36	でこれもすみません許可の時に、換地経過っていう話をしながら、
0:44:43	安重の方は火災、
0:44:45	設計基準事故との関係もあるので、感知設備としてエントリーこちらは、負圧と温度両方空いているので、火災側ではないだろうというようなやりとりをして結果
0:44:58	火災感知側に入れなかったってのが過去の経緯でございます。以上です。
0:45:04	コサクですわかりました。
0:45:08	藤。
0:45:12	等、
0:45:16	はいグローボックス負圧温度監視設備については、複数の機能があるということ。
0:45:23	と、換気設備の話だけじゃないということ。
0:45:33	シーケンスが繋がっているような一体のものでもないのということので一つの枠として設けたということで理解をしました。消火等、所、火災感知の方で登録するグローボックス温度監視設備とは、
0:45:52	機能としては、一部一緒な、類似のものはあるのだけれども、
0:46:02	次、事故対処等での機能というところで扱いを少し分けて、整理をしているんだ、それが許可での整理学だと。
0:46:13	いうことで、
0:46:15	和気。
0:46:17	分けて登録しているそちらの方は火災の関係だけなので
0:46:24	火災の中に入れていたということで理解をしました。今までお話しさせていただいたようなところでグローボックス温度監視、負圧温度監視だけじゃなくてですね、
0:46:37	他の機能の臨界だとかも含めて、計装系でどういうエントリーの仕方をするんだと、いうことの考えを整理をして提示いただければと思います。
0:46:48	私からは以上ですタジリさん戻します。
0:46:52	瀬尾タジリです。言っていたら自分も理解できたんでちょっと
0:46:57	ロックアップしてるかがちょっと理解しきれなかったと思ったんでぜひやっていただいたところで理解ができたのでちょっとその店成果物とかも見た上で、確認したいと思いますありがとうございます。自分からは以上です。

0:47:15	規制庁シミズつ他は規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:47:25	コサクですすみません、昨日の話の続きみたいになるんですけど、今ので計装系の話は大分話ができたと思うんですが、昨日少しあの情報はぶー。
0:47:36	収集伝送とか、その辺りでも昨日、
0:47:40	なりがちょっとわかりにくい云々って話もあったと思うんですけど。
0:47:45	その辺りって何か対応すべきこととかってありましたでしょうか。
0:47:53	はい。二本木西原でございます。
0:47:58	ちょっとね、先ほどのそれぞれの設備が持っている役割みたいのを
0:48:04	どっかに整理をしてということで
0:48:08	誤解があっても紛らわしいものっていうのをまとめてそういう設備の説明が書ければなと思ってましたので情報学系も確かに名称だけだとわかりづらくて
0:48:19	許可の時も結局概要図っていうんすかねそれぞれの役割がわかるポンチ絵みたいのをつけて、これはこういう機能ですっていうのをやっていて整理をした、しないとよくわからなかったところがあったところもあるので、
0:48:33	そういう説明を、このリストのところにつけさせていただいてリンクを貼って、その機能がどういうものなのか、だからここに丸がついてるんですっていう、一連の流れがわかるように、
0:48:45	させていただければなと思ってました。以上です。
0:48:49	はい、古作ですわかりましたよろしくお願ひします。あとは、昨日の話での放射線放射線管理の方の設備類も、
0:49:01	環境監視の関係とか等、ごちゃまぜになっているようなところを再整理というようなこともあったと思うので、その結果次第ではありますけど、同じように関係性見えるようにしてもらってもいいかなというふうに思いますので、状況に応じて、
0:49:18	今の計数等、情報伝達、通信だけ等、
0:49:25	放射線管理と一体わかるようにまとめていただければと思います。以上です。
0:49:32	はい、日本イシハラでございます承知いたしました。
0:49:39	延長シミズです。他は規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:49:48	等なければ日本原燃の方から振り返りをお願いしたいのですが、と昨日の振り返りしてなかったのちょっと可能でしたら昨日の分も合わせて、共通 08 と、材料構造について振り返りの方をお願いします。
0:50:06	はい。与儀の石原でございます。

0:50:10	共通 08 についてはまず
0:50:14	設備区分の整理ですね、放管だけではなくて次先ほど出た警報関係も含めて1年縄田岩永すじゃないですけど、区分ごとの整理というのを、機能との関係でさせていただくと。
0:50:29	いうこと、あとそれぞれ名称だけでやはりわかりづらいところ役割が似たようなものが名前についてたりするところありますんでそれはその機能がどういうものかというのを、
0:50:39	わかるように治療をこの共通 8 に追加をして整理をさせていただくと。
0:50:45	いうことがあったと思います。あとは、
0:50:48	昨日出た、第 1 回の申請の中でも 5000 防止とかの第一課のインボイスとか、共通的な基本設計方針ですね、の枠の中の整理というのも、
0:51:02	共通的にやはり一連疑義とかも含めた一連のものに対する汚染防止ということていくと、共通的な基本設計方針があるんじゃないかということも含めてそこは整理をさせていただいて共通方針とかに参加して、
0:51:14	別紙 2 とかも 1 で直すという作業があるかと思ってました。
0:51:19	はい。あとは、他のマル付けに対していろいろやりとりをさしていただきましたのでそこは特にグローブボックス温度不安、負圧温度監視装置が、
0:51:31	合体させた結果、丸が全く書いてないという表になってますので修正をさせていただきますと、
0:51:38	いうことかと思います。
0:51:40	はい。
0:51:42	共通 8 は、大きくはそういう点を、1年修正をさしていただくと、材料構造の方については一昨日出ささせていただいたパワーポイントの資料の修正をするとともに特に容器とかで選んでくるものスクリーニングの、
0:52:01	全体の考え方を整理をして、家最終的には在庫 01 に全部反映をして提出をさせていただくと。
0:52:09	この共通 8 のリストを直す時に合わせて出すというタイミングが遅れてしまう可能性があるんで、在庫 01、応急措置になりますけど現状のリストにきの
0:52:24	仕様表の機種ですね、の分類の表示をさせていただいて、在庫側にはどれが代行としての対象になるのかというのが基地との関係で明確になるように、先ほどのスクリーニング考え方とのリンクがとれるようにと。
0:52:40	いうことで修正をしてお出しをするということで整理をさせていただければと思っているところでした。
0:52:48	はい。以上でございます。

0:52:51	規制庁驚見です。ありがとうございます。修正もいろいろあると思うんですけどスケジュールについてはいかがでしょうか。
0:52:59	はい、日本ネシアでございます。在庫につきましては昨日お話をさせていただきまして今週と言いながらすいませんもうすでに木曜日ですので
0:53:11	来週月曜日をターゲットに、提出をさせていただければと思います。
0:53:16	共通 08 につきましては、
0:53:21	このところ水曜日を目標にと思っておりました。以上でございます。
0:53:27	規制庁吉見です。患者、
0:53:30	ただいまの説明について規制庁側から何かございますでしょうか。
0:53:38	等なければ続いて次の資料に移りたいと思います。
0:53:44	続いて共通。
0:53:46	中について。
0:53:49	はい、あります。
0:53:52	はい。宮城西田でございます。共通受理ビジョン 6 ということで 8 月 10 日に提出をさせていただきました。
0:54:02	私補正を MOX でさせていただくところにも、記載はさせていただいてましたが、右下 4 ページのところでもともと設計に係る行為というところでは設計 1 とか 2 とかの行為の中で、
0:54:19	設工認に関するベースとなる様式の作成に関するフロー、業務的なことを書いておりましたが、それがその様式を作るにあたって、我々
0:54:32	今まさしくやらしていただいている 0 シリーズとか共通の補足説明資料ですねこういったもので、それぞれの基本設計方針も含めた記載すべき事項であったり、
0:54:43	分割申請の計画の考え方であったり、設備としての整理の仕方であったりということをやらせていただいておりますのでそういうことをやっている上であっていわゆる設工認の、
0:54:54	設計する行為に入っていると、ということがわかるような、今までやってきたことを記載を拡充をさせていただきました。
0:55:02	その行為自体が、
0:55:06	誰が主体主への手法としてやられているのかということも明確になるように品証の説明書ですので、させていただいたということでございます。
0:55:16	それが 4 ページに本文章がありましてそのあと参考ということで今、右下 90 ページのところから、それぞれのプロセスのインプットであったりアウトプットとの、

0:55:30	関係の中での、別紙シリーズとの様式とのひもづけというのがわかるように 90 ページ 91 ページ、92 ページという流れで参考資料をつけさせていただきましたこういう行為をやって、
0:55:44	設工認に結びつけてるんだということを整理をしたということでございます。今日通常の説明以上でございます。
0:55:55	一応市民です。
0:55:57	それでは共通での資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:56:35	吉見です。
0:56:37	布田沖。
0:56:38	長がわかっていない。
0:56:41	規制庁コサクです。
0:56:44	大丈夫ですかね各担当をちゃんと見てますか。
0:56:49	中澤さん、何かないですか。
0:56:53	タカナシちょっと細部まで見えてないのでちょっと今コメントは特段ないですがちょっと引き続き確認ということです。
0:57:04	規制庁日下です。見れてなくて引き続き確認だったらヒアリング入れない方がいいので、
0:57:10	ヒアリングスケジュール、
0:57:13	なり、ちゃんと調整をするようにしていきましょう。
0:57:19	まだ担当がちゃんと見れてないようであれば私から大枠だけ。
0:57:26	お聞きしたいと思いますが、
0:57:30	最初に言われたページのところはこれは添付書類で記載を追加をすると本文影響はありませんっていうことで、
0:57:40	そっからね。
0:57:41	はい、日本イシハラでございますはいそういう整理をさせていただきました。
0:57:47	はい、わかりました。従来の QMS 体系の中での活動だということは体制強化の時にも、私から何とかヒアリングでも、
0:57:59	どういう繋がりですかっていうのは、お聞きをして、確認をしているところなのでそれでいいとは思いますが。
0:58:08	等、
0:58:09	次。
0:58:10	で、書類上は公開していただいと。
0:58:13	ということなのかなあと思いつつ実態としてですね。

0:58:18	本当に品質管理ができていいるかというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、本来あるべき姿できちっとできるようになってきているのかと。
0:58:32	いうところですね、この数日のヒアリングでも大分イシハラさんが、
0:58:39	苦労されているような気がしていて、
0:58:43	何ともなあっていう感じがしますし、大本話をしていた
0:58:51	役員がしっかりと
0:58:54	職員それぞれについてのフォローをして底上げをしていくんだと。
0:58:59	いうところがまたちょっと見えなくなってきたという気もするんですけど実態どうですか。
0:59:09	はい、井上西田でございます。
0:59:12	私の口から申し上げるには非常に辛いところがありますが、
0:59:21	何て言えばいいんでしょう。
0:59:24	いつものごとく、お祭りが好きな、人種が多いというのもあって、盛り上がる時は盛り上がるんですけど、継続性に欠けるのはあると思います。
0:59:34	特に我々が1階層に改組現場でいろんな書類を作ってくれてる人、それを束ねて、最終的にお出しをする前に、方向性だったりなんなりというのをちゃんとサービスとして、
0:59:49	修正をしていくという我々、我々と私がいる、第2階層みたいなところですかね、と最終的にそれをジャッジをする、第三階層、
0:59:58	というのがそれぞれしっかりと役割分担に応じて役割を発揮することによって、品質を、必要な品質を維持できるというのがご説明をしたお話だと思いますそれは、
1:00:10	従来のQMSの体制に戻ってやらしていただいていることですよと言いながら、第1階層は頑張っていただいているのは従来通りだと思ってますんで第2階層は私のところも含めて、
1:00:23	方向性含めてやっているという活動も若干やはり
1:00:29	疲れ切ってる場所ありますけど、やれてるところはやらせていただいていると思ってますが、第三階層の関与は、やっぱりなかなか持って、
1:00:38	強力だとは言いつらいなと思ってます。そういう意味でこども、4ページ意図的に今書いているのは、設工認申請に係る総括を主管する箇所の長はと、改めてこの主語を書かさせていた理由はこれ私なんですよ。薄井。

1:00:54	してみると、その上の役職を一切書かずに、記載をしました。これが実態だと思ってますここまで、正直に言っていいかどうかあれですけど、そういう世界かなと思ってます。
1:01:06	というのが現状の私の認識です。以上です。
1:01:12	はい。古作です。
1:01:15	QMSの体系上は所管課長に業務を、
1:01:22	委任するという言い方がいいのかは、
1:01:25	ちょっとわかりませんが、
1:01:27	責任、権限を持たせていると、いうことですので、ここの書きぶりはこう、
1:01:35	ならざるをえないのかなと。
1:01:37	と思いますが、そこら辺を品質としてしっかりマネジメントしていくということで言うと社長以下に責務があるわけで、
1:01:48	何もマネジメントレビューだけ見ていけばいいということではなくて実態も毎週、情報共有会議をやったりというようなことで、マネジメントをきかせていく。
1:02:01	ようにされてるんだと思いますから、第三階層レビューっていうのもそういう形で実施されているものという理解をしています。
1:02:12	で、
1:02:15	石原さん言われたように第1階層第2階層それぞれ頑張っておられるし、第2階層の方も
1:02:23	なるべく何ていうかね共通規則的なことだったり運用を
1:02:30	均一にできるように、そもそもどういのが要求事項なのか、要求事項に合致した対応になってるかというところのう。
1:02:40	確認なりも含め
1:02:43	やれるようになってきていると、いうふうには思いますけど。
1:02:47	そこがですね、石田さん言われるように、定常化するように、
1:02:54	していくのが大事だと思いますので、このタイミングで次の補正が
1:03:02	第1回ですと、非常に肝だとは思いますが改めてしっかりやっていただくとともに、次回以降、
1:03:11	申請にあたって
1:03:13	もう体育館に集まらなくてもできるように、
1:03:18	対応がされるといいかなと思ってます。ちなみに、体育館の運用は、いつまでとか何とかって、
1:03:26	あるんでしょうか。
1:03:28	はい。表現でイシハラです。

1:03:31	暑いと言ったら、
1:03:33	エアコンが 60 台につきまして、環境がとってもよくなってしまったので、エアコン 60 台分の減価償却する前に出れないような気がしてきましたんだ。
1:03:44	はい。我々としてはもう、あそこが執務室かというとなかなか環境的には厳しい気がするので、それぞれの部署のそれぞれの場所でちゃんと連携とって仕事ができるようになるのが本来の姿かなと思ってますけど。
1:03:58	まだなかなか抜けた相違ないかなと思ってました。以上です。
1:04:03	昨日状況がわかりました
1:04:06	環境整備するのも大事なことだとは思っているので
1:04:10	それはそれであるとして、なるべく、本来あるようにというところに
1:04:16	段階的にでいいので、やってっていただければいいかなというふうには思います。とりあえず私からは以上です。
1:04:31	等、
1:04:32	6 年について、こちらは引き続き確認を行ってまたヒアリングについてちょっと調整させていただきます。
1:04:41	ちょっとこちらの資料の確認時間を踏まえて、ヒアリングを設定するやつと今後調整するために、
1:04:48	調整したので、気をつけておきます。
1:04:52	藤。
1:04:53	或いは共通事案について全体を通して規制庁側から特に、
1:04:58	ありませんでしょうか。
1:05:02	原燃側も特によろしいでしょうか。
1:05:06	はい。日本原燃車です特にございませぬ。
1:05:08	それでは続いて次の資料に移りたいと思います。
1:05:14	続いて溢水の 0002 について、
1:05:20	県側からですね、例えばお願いします。はい。はい、井上西浦でございます。溢水 002 レビジョン 14 ということで 8 月 10 日に提出をさせていただきました。
1:05:30	修正点としては、主に再処理でやりとりをさせていただいたヒアリングでの共通的なやりとりを含めた修正をさせていただいてます。
1:05:46	主には、
1:05:51	和気。
1:05:54	ページ右下、20、
1:05:58	7 ページとかですかね、

1:06:01	被水に対する防護の対策、に対する説明の中ですいません書いておいて私も若干気になってるのは、保護構造の採用っていうのが対策として名称がいいのかどうかってのは若干まだ気になってはいるんですけど、
1:06:16	保護構造ウェアを作んま用いることによって被水に対する対策になりますよということを明示をさせていただきましたということでございます。
1:06:26	はい。あとは、
1:06:29	右下 36 ページ単純にこれ先ほどの共通 08 を踏まえた全体の設備構成の整理をした時の影響で修正が加わったものと、
1:06:39	いうことでございます。
1:06:42	はい。あとは、右下 96 ページです。
1:06:47	防護対象設備を選ぶ別紙 4-1、4 のところで一番最初の基本方針を示す添付書類になります。
1:06:57	この中で 94 ページから 2.1 本、水分を対象設備の選定というのが始まっていて、安全を選べますよとそれ以外のものは必要な利用をしますよと書いてますそのあと 96 ページに、
1:07:13	さらにその展開として、
1:07:16	水防護対象設備が一緒により安全機能を損なわない設計ということを確認するために水位評価を実施しますよと、溢水防護対象設備のうち、請求を受けても必要な機能を損なう恐れがない静的機器黒毛を失っても要求される機能を損なわない機器については、
1:07:32	溢水評価の対象としないと、ということで直江、これは行政講師に書いてある条件の見直しの話になります。それを受けた上で、右下 97 ページで、この防護対象設備の選定と評価対象の対象の選定設定に係る
1:07:47	内容は、2 番目のテンプレに預けますよということで基本方針側でも、防護対象設備の選定と、評価対象との関係を述べた上で、具体は 2 番目のテンプレに売りますと。
1:07:59	いう整理をさせていただきました。
1:08:02	はい。
1:08:04	あとは、
1:08:07	共同評価とかいろんな他の添付に飛んでいるものとの関係というの右下 108 ページで、リンクを追加をしているものがありますと。
1:08:17	いうこと。
1:08:20	あとは右下 110 ページこれは補正をすべき旨に直してお出しをしているかと思いますが、ただし、入れ替えたの止水処置等の火災との関係ですね、のところの説明書きでございます。修正をしております。

1:08:36	はい。
1:08:41	あとは、すいません右下 124 ページ、これも最初のヒアリングの中で共通事項としてやりとりさせていただいたものになりますけども、具合の溢水に対する設置高さの元図面をとの関係で、
1:08:55	義務づけができるように記載を拡充させていただきましたと、いうことでございます。
1:09:02	はい。説明としては以上になります。
1:09:08	はい、規制庁市民です。それでは 100-02 について規制庁側から確認をお願いします。
1:09:16	はい。規制庁岡です。と溢水関係はあらかじめ収まってきて、今説明いただいたところのうち、ちょっと先ほども石原さんの方からも気になっているという、
1:09:27	言っておられた 27 ページ目の、
1:09:30	溢水防護対策設備への保護構造の採用っていうその採用がちょっと、
1:09:37	違和感があるかな対策という意味では保持とか、何かその状態をキープするというような感じなのかなと思ったんですが、
1:09:46	ずっと、
1:09:48	保持とかではいかがですか。
1:09:54	はい。評議員の石原でございます。はい
1:09:58	おっしゃっていただいたことは趣旨は理解します私も言った通り採用するのはやっぱりちょっと日本語としておかしいなと思ってそういう意味では、
1:10:06	次というと今度今後のその何ていうんすかねえと保護構造自体は設備の構造として例えば防滴機能を持ってますって言った場合は、保持っていうと例えば何ですかねコーティング剤みたいなのでその機能を維持する場合はその保持っていうのは、
1:10:21	運用も含めてありえるかなという気がするんですけど、構造体としてそれが防護構造っていうのがもしあるとするとちょっと若干に使わないかなという気がしますので、保護構造っていうのを何をもって、
1:10:33	学とかに基づいて判断するかっていうのを見て、ちょっと適切な日本語を選べればと思ってました。以上です。はい、わかりました。岡です。わかりました。
1:10:44	ちょっと他県少し違和感があったというところは、共通認識のようなので、また引き続きちょっと
1:10:51	検討をお願いしたいと思います。あと、

1:10:54	再処理側で検討した結果をこちらに反映した 96 ページ目の記載なんです が、ここ行は、もう再処理側では、
1:11:06	ちゃんと検討したものとして、同じ程度感で今回MOX側でも展開した とそういう認識でよろしいでしょうか。
1:11:15	はい。与儀西浦でございますはい。薄最初に川手というか再処理のイシ ハラという人間が検討して、その結果をMOXにも反映したということ でございました。以上です。あともう1点
1:11:29	外部障害、その他外部衝撃側の降水との関係も、
1:11:33	再処理側では検討することになっていて、そこでもしMOX側にはねる ようなものがあれば、僕でもっていう話でしたがそこは昨日、
1:11:44	冷やの対象になっていた
1:11:47	R a だ間 0002 <sup>④</sup> の降水の記載等、こちらの溢水の記載を踏まえて、
1:11:55	おそらく、開口部高さとか止水措置を工水側に任せて、
1:12:01	そこからのリンクで、水まで飛ばしてるとその考え方はそのまま据え 置きという、
1:12:08	ことでよろしかったでしょうか。
1:12:11	はい。与儀理事者でございますはいおっしゃっていただいている通りでご ざいます。どちらかという屋外の設備に対する最終曲の考慮がうまく リンクがとれてなかったと思ってましてもとと、
1:12:23	MOX側ではその辺の溢水との関係ってのは記載をして展開をしていた と思ってますので現状の記載から修正は必要ないという判断をしまし た。以上です。
1:12:34	はい、規制庁課です。念のための確認なんです、屋外の、
1:12:41	施設で、こんな何か安全はないとしても、
1:12:45	何か今回の建屋の外国高さみたいな感じで
1:12:50	何か担保しなきゃいけないものっていうのは、
1:12:53	やっぱりマックスが出てこなそうという認識でよろしいでしょうか。
1:12:59	はい。新居上西でございますはい。出てこないと思っていうことを確認 して、はい、以上。
1:13:06	今の記載でということでございます。以上です。はい、規制庁、わかり ました。この辺の観点で、規制庁側から特に 96 ページ目の、
1:13:15	記載の程度感等について規制庁側から、
1:13:19	何かコメントありますでしょうか。
1:13:27	ないようでしたら、あと軽微な、
1:13:32	観点で 94 ページ目の、
1:13:35	し 2 段落目というかした大学具体的には

1:13:39	あたりの、または及びの関係が、
1:13:44	ちょっと、
1:13:48	途中の及びは違うかなと思ったり、そういう軽微な国語的のところ、やはり少し精査していただければと思うんですが、
1:13:59	いかがですか。
1:14:01	はい、日本イシハラでございますはい。ちょっとそこは、すいません。正直申し上げて、
1:14:08	許可に書いてたと畑の近いところなのでちょっと日本語精査をして適切に直したいと思います以上です。はい。規制庁岡です。
1:14:17	私からは以上ですが他規制庁側から、
1:14:20	何かありますでしょうか。
1:14:26	坂です。一番最初にあったその採用という言葉の云々ですけど、
1:14:33	そもそも何か言わなきゃいけないのかなっていう気もしていて、実用炉だとその方構造を有してということで、同士の形になってますけど、
1:14:45	従来、従来っていうか、
1:14:47	これまで書いていた文章をなるべくいじらないようにっていうところで頑張っておられるようなんですけど。
1:14:53	もう少しフレキシブルに、全体わかりやすくなっていう意識もあっていいのかなっていうふうな気もしますので、検討において、参考にされたらというふうに思います。
1:15:05	というのもアポ版が先でいいのかっていうようなこともあると思いますので、実態がなるべく明確になるようにということをお願いします。以上です。
1:15:15	はい、稲毛西原でございます。はい。ありがとうございますおっしゃっていただいた通り元の文章いじらないように時代によって大分固執して書いた気もするのではい。
1:15:24	言いたいことがちゃんといえるように文章考えたいと思います。以上です。
1:15:32	規制庁下です。他、規制庁側から方になれば乗り帰り、テレビですが、お願いします。
1:15:41	はい、日本イシハラでございます。まだ先ほどからあったベースと右下。
1:15:48	ちょっとご覧。
1:15:51	右下 27 ページの記載ですね、ここ保護構造の話も含めて全体、まず言いたいことをちゃんといえるような文章に修正をさせていただきます。
1:16:00	はい。あとは、

1:16:06	右下 94 ページ、これ以外もですけど全体見て特に許可の添 5 から、添付に示しますとってぺたっと張ってるものはずっと 1 年見て、
1:16:16	文章の転用が
1:16:19	日本語としてのチェックをしっかりと、展開させていただければと思います。
1:16:23	以上です。
1:16:25	はい布施超過です。
1:16:27	じゃ、特にないようでしたら次外部火災の方、よろしくをお願いします。
1:16:33	はい。日本原燃石原でございますが伊賀以下 0002 レビジョン 9 でございます。
1:16:41	こちらについては、校正のときに修正をしたものをだと思っておりますが、
1:16:50	全体的に日本語の展開として流れが悪かったりというところを、右下 14 ページであったり、
1:17:01	本文で言うと右下 14 ページ右下 24 ページですね、とかを修正をさせていただいておりますということでございます。あとは
1:17:12	右下 28 ページこれ他の条文との関係も含めて換気設備を及び変えてるところは同じように統一をして気体廃棄物の廃棄設備の吸気設備と、
1:17:23	ということで修正をさせていただいてます。
1:17:26	はい。
1:17:28	そういう修正を別紙はさせていただいてます。別紙 4 については別紙 1 の関係での修正というところをかと思ひますあと目次を同じように追加をさせていただいているというところ。
1:17:43	あとは、右下 103 ページから始まる波及影響の話も他の外部上下期の事象等も含めて一連文章の整理をさせていただいていると。
1:17:55	ということでございます。
1:17:58	はい。外部火災。説明以上です。
1:18:03	はい、規制庁課です。先ほどもありました 28 ページ目のばい煙の話が、ようやく何となく収まったというところでちょっと伺っ。
1:18:14	痛かったところがありまして、
1:18:16	一番最後、2 段落目から 3 段落目にかけて、吸気系の話のフィルターの話があって、そのあと、
1:18:27	4 段落目から 5 段落目ところで非常用所内電源設備の非常用発電機のフィルターの話があって、
1:18:34	この後の滝井が、旧地形の方はフィルターでばい煙が侵入しにくい設計とすることによっていう。
1:18:44	漢字で書いてあって非常用、

1:18:46	発電機の方は、倍の増にしたとしても、
1:18:50	バイアルにたまりにくい構造とし、というふうな感じになっていて、この辺の書き分けというか、どういう意図で、
1:18:58	どういう考えでこの辺は書かれたんでしょうか。
1:19:06	はい、二本木西田でございます。まずそもそも 28 ページの構成をまず考えた時に許可からの展開をやった上でまずフィルターを設置することによって、
1:19:17	ばい煙が侵入しがたい構造にすると、また提案の中の話はそう書かせていただきました。
1:19:24	プラス、フィルターをつけるということに関しては、非常用発電機も同じでございます、フィルター押せच्छゅうことで安全機能を損なわないと。
1:19:34	ここも確かに、上のほうで言ってるへの侵入しがたい構造にするためにはそもそもフィルターつけてるので、一緒であれば同じように変えてもいいかなという気はしながらもあとは発電炉との比較をしたときに、
1:19:48	発電炉で非常用発電機の方に、また書きでこの流量がたまりにくい構造とし、ということを書いているところもあって、ここはざかいというところが、以前、発電炉との比較で書かせていただいて、
1:20:02	うちでも同じ構造でかつ、徳田して書いた方がいいだろうということで、基本設計方針側に展開をさせていただきました。ここで進入することを防止するフィルターと、また書きの合わせ技で、
1:20:16	非常用発電機関は全体の設計方針をいうということで、蒔田廃棄物と同じように書くよりはこの一連の流れの中での文章としての機能を損なわない設計と、
1:20:27	いうところで説明をしようとして今の書き分けをしているというのが現状でございます。以上です。はい、規制庁からわかりました。今ちょっとありました
1:20:39	非常用発電機のばい煙が普通にしたとしても倍が流量にたまりにくい構造というのはこれは、とは、先行発電炉の方補足説明とか少し説明していたものと、
1:20:52	同じものっていう認識でよろしいんでしょうか。
1:21:07	日本イシハラでございます構造的にはあまりそんなに差はないと思ってますけど今後示会でこれを詳細にして補足で説明しようと思ってましたが、今一度ちょっと確認はしておきます。はい。以上です。はい、規制庁です。

1:21:20	どういう構造かなと思って、お時間になってたんでちょっと聞いてみた次第ですが、発電の方と同じであれば、現時点でも理解できるので、その辺またよろしくをお願いします。
1:21:34	あと別紙 4 関係少し、
1:21:37	ありまして、まず、74 ページ目。
1:21:47	で、
1:21:49	一番下の行から始まる。
1:21:53	防カタノ基本設計方針のときに防火体の外側に 1 スルー。
1:21:57	設備に対して事前散水するっていうところを、支出、設備名で書き下している、添付側で、ただ、
1:22:06	ここを急に、
1:22:07	設備名だけがこう列記されるような感じになっていて、少し唐突感があってやっぱりここは基本設計方針に基づいて
1:22:15	防火体の外側に位置するとか、設備としてとか、何か少し前段が必要かなと思ったんですがいかがでしょう。
1:22:25	はい、与儀西田でございますはい。申し訳ございません。ここ書かないといけないですね、基本設計を受けて防火体の外側に位置する後に、モニタリングポスト、
1:22:36	ダストモニターとか固有名詞が入った上で、全員賛成によりということ、文章繋がるように、あと基本制御室そごがないように整理をさせていただければと思います。以上です。
1:22:47	はい。規制庁加来ですよろしくをお願いします。
1:22:50	あと、
1:22:51	別紙 4-2 の方の先ほどから説明があった、
1:22:55	104 ページの波及的影響の話のところ、
1:23:00	ここが、
1:23:02	一つ 1 通の
1:23:06	波及的影響をおよぼし得る施設にならない理由っていうのは大体、
1:23:11	わかってきたところではあるんですが、ちょっと論理展開というか何か、
1:23:17	まだ難しい、わかりづらい状況で、
1:23:22	例えば歩     D、初めに、ポツの下では、距離を比較することで選定するってあって、
1:23:30	(エ) で、鳥栖どんな設備を選定するか書いてて括弧、
1:23:36	そのあとに、距離の観点じゃないものとかが入ってくるとか、ちょっとですね。

1:23:44	全体的な話の流れっていうのが、
1:23:47	今ちょっとバッチ的に、
1:23:51	対応されていたためか流れがないっていう状況なんで、例えばですねポツのところであれば、この（エ）にあるような
1:24:02	建屋の周辺の屋外施設として、こんな施設がありますよというのをまず書いた上で、
1:24:08	これらの施設について、距離の観点とあと、次の期、気体廃棄物の廃棄等、廃棄設備の廃棄等については、距離の観点では、説明できないんですけどこういう観点で、
1:24:21	大丈夫ですかそういうその話の流れをまとめていただきたいんですが。
1:24:26	一つありましたでしょうか。
1:24:29	はい。弓削石田でございますはい。宇井伊藤は理解をしました。今言われたようなまさしくポツの括弧のところに、波及的影響の影響をおよぼし得る施設はないと言った後で、そのあとに設備が、
1:24:44	こういうものがありますよって出てきますけども、こういうものが対象とした上で、それに対してどういう考えで、影響があるなしを判断するんだというのがまず、もとの最初のポツのリード文であった上で、
1:24:57	その結果をまず粛々と（エ）とかで説明をしていくという流れで展開をするということだと理解をしました他の文章を長々してみてもやはり繋がらないところは、
1:25:08	前後関係含めて文章の構成は考えたいと思います。以上です。はい、規制庁さんですよろしく申し上げます。
1:25:14	あと 118 ページ目。
1:25:23	（10）で、いろいろ追加し、また伴家の話で追加していただいたんですが、ここ、そのばい煙の追加した部分が上の、
1:25:33	上で書いてることとやっぱ O C A B R I だ、2 行、同じこと書いてたりする。
1:25:39	したので、ちょっと追加するときにもそういうふうにならないように、
1:25:44	してもらえたらなと思うんですが、
1:25:46	わかり、いかがですか。
1:25:49	はい。メジャーでございます。今言われてるのは、何とかの添付に示す通りの後に書いてある説明が不足であって、2 の後にフィルターを設置することで、

1:26:00	また場合にちゅうこと防止することで、同じような設備がずらずら並んでって話ですかね。はい、そう。はい。はい、わかりました。はいちょっと修正を考えたいと思います以上です。はい。
1:26:12	規制庁下です。次 158 ページ目。
1:26:16	も、修文されたところではあって、
1:26:21	2 段落目の地下の敷地内の危険物貯蔵施設等を外部火災元から除外する理由のところいろいろ理由追加して、
1:26:32	くださいと言って対応いただいたんですが、
1:26:35	ですねこれ、許可時の整理資料参考にっていうことですが許可書の整理資料だと
1:26:42	火災にならない、地下に設置されて火災にならない理由として、危険物の規則に関する制度とか、危険物の規制に関する規則に適合するとか、
1:26:54	そういうその規則系の話がまず大前提としてあったと思うんですがその辺、
1:26:59	は、今回何で書かなかったのかなというところなんです。
1:27:09	はい。日本イシハラでございます。
1:27:13	状況を確認した上で記載は、適切にさせていただければと思いますが大前提だったので書かなかったということだと思います。とはいえ、そういうことも理由の一つとしてある以上は、
1:27:24	それも含めて全体として向後行為だから除外をしますよと書いた方が、説明としては丁寧だと思いますので整理資料の中身を見た上で、文書を整理させていただければと思います。以上です。
1:27:37	はい、鶴超過です。あと、加えてですね同じ箇所で、タンクのマンホールも含め、地上で発生するか、ガス、甲斐から岡崎から輻射熱の影響を受けない構造とすることから、
1:27:50	外部監査人から除外するとあって、
1:27:53	言葉だけで読むと、
1:27:55	どんなマンホールなのかっていうのがちょっとわからなくて、実際整理資料の方では図示して説明されてたりもしていて、
1:28:03	言葉で補うなり図示するなり何か、ちょっとその、
1:28:08	どんなマンホールなのかわかるようにしていただきたいんですが、いかがですか。
1:28:14	はい、二本木仁科でございますはい。承知いたしました。
1:28:19	はい、規制庁加賀です。あと、
1:28:22	248 ページ名。
1:28:34	この辺

1:28:36	ガイドラインが 04 の方で国きつう落下参与、いろいろ検討してきた中で、外来科 04 の方でいろいろ拡充したところと、
1:28:45	こちらにも展開するような感じで、
1:28:49	前文に書くことと補足に過去とのバランス取るってというような対応をされ、
1:28:54	していただいたものと理解しているんですが、
1:28:58	まず、248 ページ目の輻射発散度 R F 58.0 の、
1:29:04	注釈一位で太陽光の入射を考慮してというふうにあるんですが、
1:29:09	今まで受けてきた説明は、
1:29:13	輻射発散度に形態係数を掛けたものに太陽光を輻射強度の変換して、それに対応。
1:29:22	河野副社長どう出すってというような、それを繰り上げて 32 ずるっていう輻射強度を 30 で計算するってというような認識だったんですが、
1:29:31	何かちょっと違うような、この表記がちょっと違うような気すんですがいかがですか。
1:29:47	はい、日本イシハラでございます。はい。ちょっと外から 04 も含めて見て、ちょっと適切に、
1:29:56	させていただければと思いますはい。すいません。私自体がちょっと今、ぱっと出てこなかったのでは事実確認した上で、適正化させていただきます。以上です。
1:30:06	はい、布施超過です。あと同じ観点で 250 ページ名に、
1:30:11	外壁の圧縮強度がちゃんと大丈夫ですよとかそういう説明を
1:30:18	書いてあってこちら外貨 04 の方でヒアリング落としていろいろ事実確認していった情報が結構抜けていて、
1:30:26	例えば解析圧 1.2 メートル以上っていうふうになったんですが、結局、
1:30:31	1.3 メートル以上というふうに収まったと記憶しているんですが、
1:30:36	そこら辺は、どちらが結局正しいんでしょう。
1:30:41	はい、与儀西浦でございますはい。そこは s e c 私も記憶してます 1.3 で 1.2 だってとしてて、1.3 に確か最終的にしたはずなので、そこは合わせて、
1:30:51	整理をさせていただければと思います。以上です。はい、規制庁からその遮へい等もいってんさんで担保取ったと思うんで、はい。よろしくをお願いします。
1:31:00	あと設計かぶり厚とかそういう情報もいろいろ充実してもらっていて、それが添付側に反映されてない状況なので、

1:31:10	またこちら外貨 04 の、前回の資料とかを見ながら、こちらの資料、本当に必要な情報をちゃんと盛り込んでいただければと思いますのでよろしくをお願いします。
1:31:23	はい。日本原燃志田でございますはい。承知いたしました。
1:31:26	はい。規制庁荒です。阿藤。別紙 6-02、ページ数が、
1:31:35	326 ページ目。
1:31:38	ここが前回補正が出たときに、
1:31:42	近隣工場の火災となっていて、外、
1:31:46	一方で 3.3. 1 ですかね、外部衝撃全般のことを書いている。その次、事象抽出のところは、近隣工場等の火災になっていて、で、
1:31:57	今回こちらで等をつけることでそことの整合をとったとそういう理解です。よろしいでしょうか。
1:32:04	はい、二本木西田でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:32:08	はい。規制庁多田です。他は外部衝撃側で抽出したもので、説明しないまま最後まで、
1:32:15	変更前の方でさ、説明しないままで行ってしまった事象とかちょっとあったと思うんですがその辺の対応というのはどうされたんですか。
1:32:29	はい、日本イシハラでございます。外部衝撃その他の方ですかね。はい。
1:32:35	日本石田でございます外部衝撃その他、どちらかというとなれ変更後に書いたものを変更前でも同じようにやっているだろうということの項目がある場合は、
1:32:48	変更後の文章をそのまま左にスライドして書いていたものもあるので、当該変更後に同じ文章があればそれ全体を含めて、審査の中でご説明をさせていただいてると思ってました。
1:33:00	県民控除の確かにその他の方では、火災及び火災の前に爆発型が入ったりしますがそれは変更後の文章をスライドして書いたという形で、
1:33:12	運行前でも、全体としてはやっていたでしょうというような形で整理をさせていただいたものになってました。
1:33:20	はい、規制庁課です。そそれは据え置きということでしょうか。
1:33:25	爆発。はい。二本木西田でございます。はい今の共通 6 で書いてる、整理の仕方もですね、変更後で書いた文章が、その変更前にでやっていたことが方が入っているものがある場合は、
1:33:42	まず第一義的には文章をあまりいじらずに変更後に書いたものをスライドすると、主語については必要があれば適正化をするという範囲である

	と、外部火災さすがにこれ、どこからかとってくるもなかなか難しくくてですねそういう意味で石油コンビナートの火災は、
1:33:58	既許可新規性基準の前の許可でやっていたのもあったので、そこはもともとは石油コンビナート無火災と書いていたものが外部衝撃その他との整合も考えた上で近隣工場等と、
1:34:11	いうことに記載を変えさせていただきましたということで、ほぼ
1:34:16	変更後の記載はそのまま持ってこない場合は、既許可の内容も踏まえた上で文書を作ると、変更前として適切な文書を生成作成するということですが、もともと共通力であったと。その2番目の行為をやったのがこの外部火災、
1:34:30	1番目の行為をやったのがその他ということでその違いが出ているのかなと思ってました。以上です。はい、規制庁から。わかりました。はい。私からは以上なんですが、他は規制庁側から外部火災関係。
1:34:44	何かありますでしょうか。
1:34:50	特にないようでしたら、軽微ですが振り返りをお願いします。
1:34:56	はい。与儀西原でございます。外部火災につきましては、
1:35:06	添付ですかねには別紙4のところ
1:35:12	波及的影響の記載、1年並べて文章の繋がり含めて修正をさせていただくということ。
1:35:21	あとは別紙。
1:35:28	織田4-3ですかねマンホールの話ですね、構造を含めて、わかるような記載をさせていただくと、あとは、
1:35:38	計算のところでは別紙外貨04で航空機火災のやつの整理をしましてので、添付として、右下に248ページからですね、の記載を外課税で呼んでやった行為との整合であったりあとは記載の拡充であったりと。
1:35:54	いうのをさせていただくということかと思えます。以上です。
1:35:58	はい。季節オオオカです。よろしくお願いします。
1:36:03	清水さんを返します。
1:36:07	角です。続いて、次の紙に移りたいと思います。はい。
1:36:14	あと、IS04について、
1:36:17	年側から説明をお願いします。
1:36:19	はい、二本木西原でございます。丹いう04、レビジョン3ということで8月3日に提出をさせていただきました。
1:36:28	こちらについては右下3ページで、本文上の分類屋外屋内の分類をしたところのその考え方がないまま、分類額の話が出てましたので、その整理を、の考え方を、

1:36:41	記載を拡充させていただきましたと、いうことと右下4ページのところについては、P P S Gの設備に対して考慮すべき主な事項として、その5ページ以降で、
1:36:53	整理をしたものをピックアップしてこれも分類になりますけど、共通の分類のものだったり屋外屋内それぞれに考慮すべき事項を整理をして記載をさせていただきました。
1:37:06	あとは、なお書きで書いてますが縫い機能有する施設、重大事故対設備に対してP S G設備が影響を及ぼさないってことだけではなくて、
1:37:18	総合影響の確認というのも含めて坂裕也重大事故対設備がB P S D設備に対して影響を与えないこと。
1:37:28	機能への影響や保守点検の妨げにならないということも考慮してそれぞれちゃんと設計をしていくんだと、いうことを記載を拡充させていただきましたということでございます。
1:37:39	はい。それ、条文ごとの横並びであったりということで記載を直したところが表なんか5ページ以降の表でもありますということでございます。以上です。
1:37:53	規制庁角です。それではただいまの説明について藤規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:38:02	長タジリです。昨日お話を聞いたのにも若干関連するんですけど、ここアイユの00と十時02時分追加されていて今波及的影響というような記載ぶりになってるんですけど、
1:38:14	広井狩野麻生営業といった話がちゃんと読めるような記載に変えられるという話をされていて、今回この言うてるようなところでその総合営業第二部、どういった点で考慮するのかっていうので今の星の話とカーが入ってるんですよというお話だったんだと思うんですけど、
1:38:30	案いうの00との関係性、充実で出るのかなとの関係でいうと、T E Pにそういった内容が書かれるイメージですかね今I S 00とかで書かれてるやつって、
1:38:43	本文に書かれた内容と同じ文言が確か添付に書かれてたような気がしているんですけどそのあたりの整理について説明いただけますか。
1:38:53	はい。日本原燃石田でございますはい。ちょっと個人的に書いても同じ文章が本文添付に書いてるので本文側は昨日お話ししたように、相互影響ということを考えるということが、
1:39:04	本文側での趣旨の文章だと思いますその相互に影響確認を与えないようにということの趣旨が何かというのを具体化を、右下4ページで書いて

	るなお書きで書いてるような文章を、添付側で展開をさせていただくということで対応できればと思ってました。以上です。
1:39:23	はい。規制庁田尻です。ひょっとしたらそういった話が今されるってのは理解したんですけど。
1:39:29	ちょっと、あの資料どこまであらかわすかっていうところはもううちなんすけど実態としては今の体制としてはI I I A Sの観点においては設工認Eの設計考える際にはどういったものが今後S G I P Oの関係で設置されるかというのを一応考慮した上で設計、
1:39:47	保守の話とかも込みで言われたと思うんですけどそういったものを考えた上で設計した上で、かつ、P PとカーS Gを実際に設置するって具体の設計として、
1:39:57	ふやしてく出てくる形になったタイミングでは、実際にそれがまた施工にとって影響ないですよっていうのも観点で確認する体制が含まれていると思っていいですかね。
1:40:08	はい。日本イシハラでございますはい。
1:40:12	今後新規でという意味でいくと再処理側ではそういうものがP Pなんかの設備であるかもしれませんし、M O XなんかでいくとS Gも含めて今並行で進みますので、総合的に確認ができる設計に反映するべきことがちゃんと抽出して、やりとりができるという体制に
1:40:28	できていると、そういう体制になってると今思っております。以上です。
1:40:33	成長谷井です。
1:40:34	体制も含まれていて、前から問題というか失敗でいいのかわかんないですけどP Tの放熱の申請出すタイミングとかに関しても、
1:40:45	設計方針としてうたわれてはいるものの何も確定してない段階施行に熱を踏まえたような申請が出されたんですけどそこの関係っていうのも一応多分今後整理さルールのだと思っていて、
1:40:57	一応考慮するという方針自体はうたわれたけど実際に物が決まらなと出せないものっていうのは、こないだこれお話お聞きしたような気がするんですけどS F Pのホールが確定した後で出したほうがいいものっていうのはP Tとかもそのタイミングで出すような形にしておいて、
1:41:12	カピートカーが福祉出せるようなものに関してはそちらを出しつつ、影響っていうのがないことをP Tの方で説明しながら申請を出してくるような話だったかなとその辺りの、
1:41:21	考え方の話をもう一度お聞きしていいですかね。
1:41:25	はい。与儀西原でございます。これはちょっと昨日、

1:41:30	すいませんって言わなきゃいけなかったですね本来これ、共通 05 に反映すると言ってすいません手がついてなかったところでして、おっしゃっていただいている P P の変更なんかがある場合ですね今後、
1:41:42	計画上は、やはり P P 設備単独で変更が説明できるものと、関雪子人とかで行ってる s a f e t y 側の設計だったり機能が前提になって変更が加わるものと、
1:41:57	いう 2 社があると思います。前者については、
1:42:01	設工認との関係はあまり関係なく、どこかで必要な時にタイミングで出すと。ただその時にはここで言ってるような波及影響なりなんりの影響がないことを確認した上で申請をさせていただくと。
1:42:11	後者の場合はやはり s a f e t y 側の設計が前提になりますので、設工認での申請をして説明をしてその認可をいただいた後に、申請をすとかそういうタイミングの、
1:42:23	差が出るとお思いますのでそういう考え方をしっかりと共通用の中で宣言をして記載をさせていただこうかと思ってました。以上です。
1:42:32	はい。規制庁田尻です。一応、関係性はわかったかなと思いつつ先ほどおっしゃられたようにちょっとどっちにしろ、最後書こうとするかわかんなかったんで昨日の時点で言わなかったんですけど結局 05 との間、共通の方ですね共通 05 との関係ってというのが、
1:42:47	今何か、やろうとされてるんだという形になってないような形になってるかなと思うんでそういったところについては適正化いただければと思います。とりあえず 1 回自分からは以上です。
1:43:03	コサクです。今のはな C
1:43:07	だ等、
1:43:10	保障措置側の機器設計がまだ十分詰められてないような気はするんですけど。
1:43:18	どのタイミングでどういう話。
1:43:23	がされて、施設 5 に機器等、保障措置の査察機器とということだろう、
1:43:34	トータルとして整合できるようにさせるのか、それがどういう申請の流れになるのかっていうのは、次回に、共通 05 を提示される際にわかるようになると思っていいですか。
1:43:54	はい、日本イシハラでございます。まず、先ほど田尻さんと芦田 P と S G 両方と思ってまして P 側は先ほど言った通りです。S G はおっしゃっていただいている通り、

1:44:05	特にMOXの場合同時並行で進んでいる設計に対して、設工認申請機器に隣接するもしくはその一部としてつけられるものがあったりというところの設計の考え方。
1:44:20	しっかりとその当該設備を申請するときに、相互影響ないんだよねということの説明が必要かと思います。
1:44:29	そういうところも、そういう説明が必要だということ、共通05なり、宣言をして整理させていただければと思ってます。以上です。
1:44:42	はい。補足です。
1:44:45	考え方なりその進め方のポイントは共有できるようになるということ、理解をしましたが、
1:44:53	具体的にはあれですね、グローブボックス自体で、
1:44:57	影響してくるので次回申請で、もうそういうところを対応しなきゃいけないことになるかな。
1:45:03	思うんですが、
1:45:05	狩野さんも出ておられるようなのですが、辻井側って、
1:45:10	作業スケジュールとかの関係では、
1:45:14	認識されてますか。
1:45:23	実際対応してますシミズにちょっと答えさせます。
1:45:26	日本原燃清水ですMOXの保障措置設備を担当してます。
1:45:33	例えばグローボックスを申請するタイミングに追従するように、保障措置設備側が波及影響がないということ、
1:45:43	をお示しできるように今作業を進めているというところ、
1:45:48	以上です。
1:45:52	規制庁コサクです。ちょっと漠とした説明だったのであれなんですけど、そのタイミングまで2、さつきキーの、
1:46:02	少なくとも大枠の設計コンセプトでどれだけの
1:46:07	安全、
1:46:10	節項にキーにどういう条件を渡すか、その枠の中で設計できるようにっていうと確証を得るか。
1:46:18	ということだと思んですけど、そのあたりは、SG室IAというところと話を設定できるっていいですか。
1:46:30	はい。日本原燃清水です。衛藤、今おっしゃった通りで保障措置室、
1:46:37	あと、例えば今月でいえば来週、その資金の設計についての打ち合わせを行って、
1:46:46	追従できるように、保証と施設Bの設計を、

1:46:50	細かいところまではひよっとしたら、まだ確定できないかもしれないんですけど、
1:46:58	波及影響、
1:47:00	この評価に使用できる設計内容については、追従して進めているというところになります。
1:47:10	はい。以上です。
1:47:11	はい。規制序日下です。
1:47:14	例で言うと来週の打ち合わせがどういうものなのかっていうことはありますけど、前お聞きしたところだと大分
1:47:24	非現実的なのという言い過ぎかもしれませんが、かなり無理をして、独立の課題を作ってて、変位も相当
1:47:34	無理があるような気が、耐震での変位を制限、相当かけないといけないんだけどその制限をどう解消するんだってというのが、
1:47:45	非常に無理くりやられたような気はするんですけど。
1:47:49	それはす、大分コンセプトを変えて
1:47:55	安全設備側と一体として設計するようにされているのかどうかとかっていうのは、
1:48:03	今、
1:48:05	IA S 人室側等原燃とのやりとりとしてはどのレベルに今いるんですか。
1:48:12	はい。日本原燃清水です。
1:48:16	非現実的というか非常に査察機器が補償素子、設備側で独立した課題を設けることが非常に難しいというものについては、
1:48:27	その案いう施設と間に対する、一体にす。
1:48:31	変更するという形で設計変更して、
1:48:35	それをIAEAにも説明をして認めてもらって、保障措置室さん。
1:48:43	との間でどういうふうに一体化させるかというのを協議した上で、今設計を固めています。
1:48:50	はい。以上です。古作です。わかりました大分、前回SE津川から私が聞いたところから
1:49:00	安全側とも話をして、合理的に検討が進められているということで理解をしました。そういうふうになってくる等次回の申請までに受け渡しの条件というのが固められるというところになるのかなと。
1:49:16	いや思いましたので、
1:49:20	その点で、情報共有を引き続きして、申請に向けて対応いただければと思います。以上です。

1:49:28	規制庁の大橋ですけれども、ちょっと1点確認したいんですけども、今の8月5日の補正で、今回言葉が追加されていて、IM重大事故も同じですけれども、
1:49:43	例えば営業利益とその安全を有する施設は、
1:49:49	核物質防護保障措置設備に対して影響を及ぼさないと、というような話で書いてあって、今の話だと、一応相互影響を見るというようなことで、ちょっと
1:49:59	今の
1:50:01	工程の書きぶりとは若干違うような気がするんですけども、一応この辺は今後、その流れるとかそういう取り組み、
1:50:10	はい、二本木西田でございますはい。記載は修正することで昨日田尻さんとお話させていただき、その修正を前提にお話をさせていただきました。もともとはですね主語、ああいうの方は安全機能を有する施設はとさせていただきますのは、
1:50:25	逆側の方がその悪影響防止のところとかで読めるんじゃないかというのをもって何ていうか田川だけを書こうということで江崎勝明景況みたいな限定的な書き方をしてしまったので文章がおかしくなったのかなと思ってましたので、
1:50:41	そこを含めて全体としてどういうことをコンセプトにしたいのかわかるように展開をさせていただければと思ってました。以上です。
1:50:49	規制庁大橋です。はい、理解しました。
1:50:58	成長シミズです。他、答案由良4について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:51:07	なければ原燃側から振り返りの方をお願いします。
1:51:18	はい。日本原燃志田でございますこの資料というこの資料の4ページで書いてるようなUSGS設備とPPSG設備との関係については、
1:51:29	ああいうの、S s - Aのですね、記載本文添付の記載を整理をして、記載を見直しをさせていただくということだったと思います。あとはすみませんこちらでやらないといけないと思いながら書いていなかった。
1:51:44	PPの工事計画と設工認の申請計画の関係であったりというようなことも共通05側で拡充をして整理をして記載をさせていただければと思っておりますということでございます。
1:51:57	はい。以上です。
1:52:00	規制庁市民です。当スケジュール化についてはいかがでしょうか。
1:52:10	はい。日本原燃社でございます。もともとと思ってましたが機能をやりとりをさせていただいた。

1:52:18	00 も含めて一通りまずはターゲット水曜日をターゲットに、今日の共通0、共通関係のやつもそうですけども、お出しをしようということで考えております。
1:52:31	以上です。
1:52:33	成長シミズですありがとうございます。
1:52:36	それでは全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:52:45	藤原画は今よろしいでしょうか。
1:52:50	はい。人間性のところにございませぬ。
1:52:53	それでは本日の午前中の分のペアリングはこれで終了したいと思います と、宇宙が出る。
0:00:01	それでは、
0:00:02	午前に引き続き午後のヒアリングを始めたいと思います。まず、
0:00:08	十時 0002 の説明から、原燃が、よろしく願いいたします。
0:00:15	はい。日本原燃石田でございます。
0:00:17	十時 0002、リビジョン 19 をですぬ 8 月 10 日に出ささせていただいてそのあとですぬすみません 100 と 148 ページの図がですぬ、
0:00:29	古かったということもあってそこを差し替えたものを、17 日、なので昨日ですけど、急遽出ささせていただきました変わっているのはその 148 ページの図だけです。それ以外は同じものになります。
0:00:44	ということですよ。
0:00:46	修正点の説明になりますが、
0:00:52	まず右下 6 ページ別紙 1 本分関係ですが、
0:00:58	最初の冒頭の部分のですね設計方針のところ、
0:01:03	二つの文章許可の本文の二つの文章を合体させて文章を構築した時にやはり語尾のところ、十分ではなかったところがあったので、重大事故対処設備、対象設備を設けるとともに、
0:01:16	必要な運用措置等を工場設計とするということで、修正をさせていただきます。
0:01:22	あと右下 8 ページは、先ほど来、IU 側で話ありました S m なお書きが書いてますがここは総合影響であるということが分かるような文章に修正をさせていただくと。
0:01:36	ということかと思っております。
0:01:38	はい。
0:01:40	あとは、
0:01:45	右下 15 ページ、ここは、

0:01:50	のところで耐震のところ地震関係で、S s に対する考慮と一気に S s を書き分けて整理ができるようにということで記載を整理をさせていただいたのと、
0:02:01	あと右下 16 ページで、津波に対する考慮のところを、津波側に預ける部分と 30 条側で書く部分というのも整理をさせていただきましたということでございます。はい、わかりました。
0:02:16	あとは、
0:02:24	こういった修正をしてるものを、
0:02:29	あと昨日ありました、竜巻側での記載ですね、竜巻側の別紙 1 で発電炉の記載にあった。
0:02:40	ゴバクの話、余長を持たせた固縛の話になったんですが、今、S A については確かに外傷関係をすべてこの 30 条に飛ばしているということで、
0:02:53	屋外の可搬型重大事故 T H A I 設備、に対する固縛等の措置については右下 38 ページのところでの台風とか竜巻に対して風荷重を考慮して、
0:03:06	必要に応じて、該当防止とか固縛等の措置を講じるという文章があってこれを全部添付側でも同じような文章で受けて個別の小店舗の方に展開をするという構成に今してます。
0:03:19	実際昨日の竜巻の、
0:03:23	0002 で後年度に書いてある、ただしと書いてあって、
0:03:30	浮き上がりまたは横滑りをを拘束する車両等の重大事故と大設備のうち地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は重大事故等に対するために必要な機能を損なわないよう、
0:03:44	余長を有するコサクで拘束するということについては当社側もやることは同じでございまして、この部分の記載を、この 38 ページの可搬のところ屋外の可搬型重大事故等対処設備の記載に続けて展開をさせていただければと。
0:04:01	思っておりましたというところでございます。
0:04:04	はい。
0:04:06	あとは、
0:04:10	右下 56 ページとかで運用上の措置をまとめて展開をするような整理をさせていただいたということでございます。
0:04:18	はい。
0:04:22	それ以降は 1.2 S s 関係ですので明日またそれでやらしていただくということで別紙 1 の方は以上になります。別紙 4 については今の別紙 1 の、

0:04:33	修正に合わせた展開をさせていただいたのと、それぞれの添付側でのひもづけを再度を拡充をさせていただいて整理をした上で拡充をさせていただいたと、いうことでございます。
0:04:46	はい。説明は以上になります。
0:04:51	それでは規制庁側から質問ある方、よろしくお願いします。
0:04:58	規制庁の大橋です。
0:05:02	何点か
0:05:04	ちょっと指摘をしたいと思います。52ページの方までお願いします。
0:05:10	細かな点になるんですけども、52ページの左下の吹き出しの部分、許可からの変更点というものが吹き出していますけれども、
0:05:20	ここの記載で、必要数については中ほどですけれども必要性については、本市の48ページに
0:05:29	記載する云々というふうな文言がありますけれども、こちら、見ると、
0:05:37	52ページから
0:05:39	53ページにかけてのところで必要数3台に加えて、その計7台という、4台7台ということが52から53掛けて書いたんですけども、これは、
0:05:51	本資料48ページに記載するというのではなくて、
0:05:54	この次の文章に記載するというふうなことが正しいかと思うんですけども、これは1課発でしょうか。
0:06:14	はい、日本エリアでございますはい。ちょっと記載を、すみません、私の方でチェックできてなかった
0:06:22	ところ多分言いたいのは、47ページの下から48ページにかけてっていうのが65分の48ということをお願いしていたような気がするんですが、そこがちゃんと正しく伝わるようにすいません記載を、
0:06:35	適正化させていただきます。以上です。
0:06:38	はい。すみません、この65分の47、48ページのことを言いたいんだなっていうのは、確か左下、左のところではわかるわかったんですけども、ちょっとその、
0:06:49	実際には、65分の47から48にかけての文章なので
0:06:56	次の文章に示すとか何かそういうような表現でもいいのかなと思いますけども、この辺はすみませんけど、記載ぶり、いきなり最初に話しても何かたとえないし、随分後ろのページなので、
0:07:10	はい。機器であると、ページ数の話は私も過去から何度も話をしてて、他のかコピー何ページからとかとか、

0:07:21	Bコード会計でも全部ページ数としては、65分の云々ってことなので、
0:07:27	本資料って書いてあるのがちょっと他とは違うっていうぐらいなんで、そこは適宜事業者が整理すりゃいいだけなんじゃないですかね。はい。はい。適宜、その辺は
0:07:40	していただければと思いますのではい。お願いします。すみません。ちょっと私からはそういった手にオファーといったその細かい形になるんですけれども、
0:07:50	エトゴ大枠の点であれば、他の方お願いします。
0:07:58	規制庁コサクですけど、すみません、今日藤原さんが休みなので、藤原さんがもともとここ担当されてたと思うんですがそのあたりで、
0:08:08	何か引き継がれてることとかはないんですか。引き継ぎはされてますけれどもちょっとこういった点両方の観点だけになっています。はい。
0:08:17	そうですね。大枠は特にはフジワラの方からは特には。はい。
0:08:23	規制庁コサクですけど
0:08:27	最初の
0:08:29	ところ
0:08:32	設備と措置とというところ対応されたということなんですけど。
0:08:37	保安規定との関係っていうのはどういうふうになってるんですか。
0:08:52	はい、日本イシハラでございます。安定度の関係でいくと、重大事故関係で、この後に出てくる。
0:09:01	いわゆる捜査上の考慮みたいなやつは保安規定に定めて示すと言っているところが対応かと思いますが、
0:09:12	産経ごめんなさい。はい。
0:09:15	後ろの方に行って個別に言ってるのはいいんですけど、
0:09:18	先ほど言われた通り6ページのところで運用上の措置っていう表現を使われてて、
0:09:26	これは保安規定ですよっていう意味合いを匂わせてるんだと思いますけど、明示的じゃなくて、他のところでは明示的に書いてあって、
0:09:38	てすると何かどっかどう手当してるんだらうというのわからなくてですね。
0:09:43	はい。上西アポ全体的にあれですよ。大枠としてまずしっかり等保安規定に飛ばすものがありつつ、個別のところではとかっていうので何かルールがあったような気がするんですけど、その辺りを教えてください。

0:09:57	はい、上西でございます。大枠でいきますとまず運用上の措置を講じるということで頭のリード文みたいな形で6ページに書いた上で、全体として保安規定とこの重大事故対象との関係を示すために8ページのところに、
0:10:12	燃料加工施設はということで重大事故に係る運用上の数値っていうのを、書いて定めて管理しますよという、大枠の尾野宣言をさせていただいています。
0:10:23	その上で、これとひもづく形でそれぞれの個別のところで確保等を展開をしているという流れで整理をさせていただいたというところでございます。以上です。
0:10:34	はい規制庁不足です。それで言うとその一番最初の
0:10:43	運用上の措置というのと、
0:10:47	今言われたところとか、ちゃんと対応つくのかなあというこ。
0:10:53	どうなんですけど、この文言の違いとかはどういう整理でしょうか。
0:11:01	はい。日本原燃者でございますそういう意味ではすみません私が書き足らなかったかもしれません。頭のリード文みたいなところの運用上の措置と、最初にぱたものは8ページの
0:11:13	下から2段落目のところの、必要な措置等を講ずることを安定定めるところが正しく、必要な運用、運用上の措置等を、を講ずることを保安県定めて管理すると。
0:11:27	ということでひもづくということかと思えます。その上で、それぞれの個別のところに展開をしていくというところで、言葉を一致させて展開が流れていくというところで、スキーム作ればと思ってました。以上です。
0:11:42	はい。補足です
0:11:44	対応関係としてはわかりましたので要望をしっかりと合わせるように、
0:11:55	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:11:59	規制庁コサクです。あと余長固縛の関係について説明ありましたけどそちらの方は保安規定との関係とかって何かありますか。
0:12:16	はい。日本原燃者でございます現状、すみません昨日やりとりがあって、中で議論状況を把握したところでして、おっしゃっていただいたように発電炉の方でいくと、九州さんも含めいろんな電力さんで、
0:12:32	この余長固縛に対しては、竜巻とかの時に、固縛緩みをたわみを生んでい
0:12:43	あるというんですかね、という措置をするのでそれを保安規定上定めるところを展開をしていますがちょっと今現状値の方が

0:12:54	加振とかのいろんな確認をした時に痛みはある状態でどうも試験をしてそれに対応できるような話をしているみたいで、特にその上の措置みたいのを具体的に展開するようなことになってない。
0:13:06	ということが現状のようです。ただ電力さんの実績うまいとどうもそうでもないような気もするのでそこをちょっともうちょっと調べた上で、運用上の措置との関係を
0:13:17	正確に展開できればと思ってました。以上です。
0:13:20	規制庁たGです一応、実用のという意味でいうと
0:13:25	たわみを消すところと、消さないところがあるはずで、
0:13:29	多分東りと河田呼んだままの評価をしてるはずで、多分9電とかは、仲間土肥装置みたいなやつがいて、何かいいだって言う時に人がいて、何かピンでくんだったかなとか忘れちゃったけど、そういう運用があったから帰ってたっていうだけだと思うんで。
0:13:43	横浜に関しては別に給電に限らずいろんなプラントやってるところがあってそのまま評価をしているところもあったと思うんでそういったところの記載も踏まえながらご検討いただければと思います。mから以上です。
0:13:55	はい、宮城西川ですはい。おっしゃっていただいた通りで今、いろんな電力さん調べさせていただいてそれとの関係も含めて整理しようと思ってました。9電さんは仙台のときは、
0:14:07	大部分その措置を書いている、玄海でも同じように一部そういう必要のあるところを書いていると。
0:14:14	藤柏崎の方、なお書きで度を有する固縛のうち設計竜巻の風か風圧力に対して機能維持が困難な固縛については竜巻襲来の恐れがある場合に固縛田上小巻ということで、
0:14:29	拘束するといったような文章を添付側で展開をしているというのもありましたのでそういったの一連見て跡地の設計を確認した上で、適切な展開をさせていただければと思います。以上です。
0:14:41	はい、古作です状況はわかりましたで、その説明ってどういうふうに進める予定ですか。
0:14:50	はい、日本イシハラでございます実際物が出てくる時っていうのが
0:14:57	どこかのタイミングでありますけど、今は展開としては具体は148ページにつけていて17日のバージョンが新しい
0:15:09	なのであれですけども、

0:15:13	固縛の措置みたいなものがもともと書いてあったのが、5-1-1-4-2、-5 店舗の方で舞台を展開できるようにさせていただければと思ってました。以上です。
0:15:25	コサクですちょっと心配事が伝わらなかったようなんですけど、最終的には、
0:15:32	そこで説明いただくんでしょうけど、その方針がなくていいんだよね、そういうつもりで書いてんだよねっていうことの確認が必要だと思ってて、そのためには何らかの説明、補足説明資料なり何なりということが必要かなと思ってたんですけど。
0:15:48	そういう説明は検討いただけないんでしょうか。
0:15:56	はい、日本エネ社でございますはい。今言われてるのは、この添付の5-1-1-4も含めて、高額の話を活用上の措置を書かないってところの整理をした上で、
0:16:09	必要がないのであれば必要がないということ、この重大事故の補足というんですかね、の中で展開させていただくってことですかね。
0:16:18	規制庁コサクです。現状だとそうなるのかなと思ってたんですけど。
0:16:26	表現の石田でございます。現状の検討状況も踏まえてちょっと社内で議論をさせていただいて回答できるようにさせていただきます。以上です。
0:16:37	はい。規制庁、知久です。よろしく申し上げます役割方針は審査をしますので、その審査に耐え得る説明ということで検討をお願いします。
0:16:49	はい。
0:16:52	それでは規制庁側からは何か、すみません。
0:16:57	はい。
0:17:01	内容としてもらう。
0:17:04	はい。他に質問ございますでしょうか。
0:17:20	坂です。大橋さん細かなところを一つ一つ言う必要はないと思いますが、大枠としてこういうような注意をしてくださいとかっていうのがあれば言っていただいて。はい。
0:17:31	それでは、少し、
0:17:33	後ろの方になりますけれども、
0:17:39	誤記の類になってきますけれども 240 ページですけれども、
0:17:44	240 ページの左上の四角ですけど、根間取水場所って書いてあるんですけどもこちら、小口沼田という言葉が小口っていう言葉が抜けてるのかなと思いますので、

0:17:56	こちら辺は適宜修正していただければと思います。あと 347 で確認したいんですけれども、
0:18:04	347 ページ以降ですけれども、
0:18:07	こちらの、
0:18:09	右のところで補足すべき事項ということで書いてあって、ここで
0:18:14	中の書きぶりとしてその補足事項 11 とか、何かこう、この 11 とかっていうのは補足資料 1 とかのことを言いたいんですかね、何かそのまた下の方に補足し補足事項。
0:18:28	3、3 とか何かこう、出てくんですけどこれは今十字の 01 から 03、16 という形で資料出てきてますけれども、本来これのことを示したいということでこれは記載が間違ってるとかそういうことなんでしょうか。
0:18:44	はい。日本原燃石原でございます。これ別紙 5 の中で譴責方針添付書類の流れを組みながらそれぞれ捕捉すべき事項を順番に展開をさせていただいてます十字の場合は、特に店舗側でいきますというも含めて、
0:19:03	連番になっちゃうな、重大事故の中でのエンバンとして順番を決めて、それぞれ番号を振って、
0:19:11	その中でさらに補足説明の項目ごとに、現状やっている補足も含めてどうパッケージで補足説明する資料にするかというのを整理をして、アウトプットにつなげているという状況でございます。
0:19:28	第 1 回で、
0:19:31	そういう意味ではあれですね。
0:19:33	第 1 回で出しているものも含めて重大事故の今の個別の補足説明資料の番号は他の条文と比べると、リンクがとれるようになってないので、
0:19:45	それをちょっと記載を、例えばですけど、370 ページ以降の別紙 5-③でさせていただくと。
0:19:53	ということかなと思います。以上です。
0:19:56	はいリンクがとれるようにしていただければと思います。
0:20:01	はい。はい。私から以上です。
0:20:05	コサクです。今の関係で言うと、
0:20:09	別紙 5 のところこれまで出していた補足等、この別紙 5D までで整理をしてこういう補足を作りますと。
0:20:19	いうふうに再整理をして提示するようにしていくというところとで、
0:20:27	所々で、その別紙 5 の書き方が、これまで出していた補足との関係とかが見えなかったりするようなところもあるような気がするんですけど全体整理ってどんな状況になってるんでしょうか。

0:20:42	はい、日本イシハラでございます。おっしゃっていたようにまだ下に戻ってるのがもともとこういう抽出の中で出てくるものと一致するもの、また発電所の比較をした上で追加したものというのが一番いろいろありますので
0:20:58	ちょっと今の現状の整理の他の条文との関係を見て、ちょっとうまくいってないところがあるかもしれない。それを確認させていただこうかなと思ってました。現状別紙5-①はまでは、純粹に添付書類からのひもづけで出てくるのを、連番でまず整理をしつつ、
0:21:16	別紙5-②が、367ページからですかね、あってここでその並べたものを、添付書類からの展開で並べたものを、プラス、
0:21:28	8年度と比較して出てきた追加のものってのを合わせて、最終的には370ページ以降の別紙5-③で、
0:21:39	全体の体系を作って、その中で今出してる補足との関係を示していくと、この第1回の第1回書いているものとか、いうところに現状出ている補足との番号のリンクを貼って、
0:21:53	こういうところすでに出しているものとリンクがありますよということを示させていただくというような整理を、他の条文で確か記憶ではしていたはずなので、それとはちょっと合っていないなと思って先ほど修正をさせていただきますという発言をさせていただきました。以上です。
0:22:08	はい、古作です。そういう話をたびたびお話をさせていただいてて、
0:22:14	あれですか。
0:22:16	ちょっと私も全部チェックはしてないんですけど、10時はそれができてなかったってことでやっていただくということですけどその他は大丈夫ですかね。ちょっと全体見渡して確認してもらえれば。
0:22:29	はい。弓削西田でございますはい。そういうことでチェックをさせていただいたつもりですがSAってないってことは、岡もあやしい可能性はあるので全体見て、統一した整理をさせていただければと思います。以上です。
0:22:45	それでは規制庁が他に質問ございますでしょうか。
0:22:56	規制庁コサクです。在庫の関係わあ、
0:23:03	条文そちらの方で対応等でこちらに影響するってことはないと思っていいますかね。
0:23:09	はい、日本エリアでございます機能の整理の宿題も含めてやったとしても影響はないというふうには考えてました。以上です。
0:23:19	はい。補足ですわかりました。
0:23:22	す。ではその他、質問確認事項ございますでしょうか。

0:23:35	ないようでしたら原燃側からの振り返りの方、お願いできますでしょうか。
0:23:42	はい日本原燃石原でございます。
0:23:44	まず1点は、別紙1の中で同様の措置、全体の繋がりスキームを考えた上で言葉の整合を含めて整理をさせていただくということ。
0:23:55	あと午前中もありましたんいうくーでもありましたPPPSG設備との関係の整理は文章を修正をさせていただくということ。
0:24:05	あとは先前ありました吹き出しとかのページのリンクの話であるとかあとは、テープ処理側での言葉遣いですね、ちょっと1度、ちゃんと全部見て整理をさせていただくということ。
0:24:16	あとは別紙5の010203のリンクでの現状出ている補足説明との整理ルールとの紐づく整理をした上で、しっかり言う通り整理をさせていただくと。
0:24:30	いうことございました。はい。全体、以上でございます。
0:24:34	ありがとうございます。
0:24:36	では、それでは次の資料に質問と思います。すみませんはい、規制庁コサクです。
0:24:43	対応のスケジュールを聞くようにしてください。あと、余長固縛の関係のことも含めてお願いします。
0:24:53	はい。日本原燃者でございます失礼いたしました。資料の提出は、水曜日、来週水曜日を目標にやらさせていただきます。
0:25:02	あと予兆項目の件についても、本文添付での記載を整理をして、補足として必要な事項を展開できるかどうかで、できるように社内、現状の情報を集めた上で、
0:25:14	同じく水曜日になるべく
0:25:17	お出しをできるようにさせていただければと思います。以上です。
0:25:24	規制庁コサクです状況わかりました今スケジュールで言われた通りだと思んですけど、現状いえる範囲で整理をしていただければよくて追加で何か評価しなきゃとかって言う必要はないと思いますので、
0:25:38	そのスケジュールで対応いただければと思います。以上です。
0:25:44	ありがとうございますそれでは次の資料、十時02から
0:25:49	05までの説明、よろしく申し上げます。すみません。03。
0:25:55	はい。二本木西田でございます十時03から0405までですね。はい。
0:26:01	まず、1203につきましては前回からの修正ポイントとしては、裕度の関係案いうの、

0:26:11	同じような、補足説明資料との関係を整理をして、必要な色彩を拡充させていただきますという事でございます。
0:26:20	設備分類とかの項目であったり鮎川との記載の整合というのを図らせていただいたということが、
0:26:28	1103 でございます。
0:26:31	はい。1204 の場合は、あまり修正がなくてですね、全体記載の適正化をさせていただいたという事でございます。
0:26:42	はい。ちょっとすいません出しておいて大変言いづらいんですが、
0:26:47	チェックしたのかと怒られそうな気がします十時 05 ですけど誤記が結構ありまして、
0:26:52	すいませんもう一度修正したいと思います。全体としては前回あった。
0:26:59	重大事故の火災の継続期間の 20 分の根拠がグラフしかついてなくてあれでは説明できないのでということで、対象 20 分で完了するというのを、タイムチャートも含めて、エビデンスをつけさせていただいたと。
0:27:14	いうことと、あとはグローブボックスの
0:27:19	放射線の関係ですね右下 31 ページ、2、粉末が火災によってどういうところに移行していくかというところの全体の割合ですとか考え方あと地下 3 階にある。
0:27:30	部屋がどういうふうなことで、汚染の発生になるかと言うことそれを考えたとしても、今の 50 マイクロでの設定で問題ないんだということの展開をさせていただきましたと、いう事でございますが、
0:27:45	合計が多いというのはですねまず
0:27:49	右下 10 ページのところでは重大事故等の発生等とか重大事故の等の影響とかって頭つけるって前回言ったんですけど、全く頭がついていないと、いうこととあとは、完全な文章の動き等が、
0:28:03	20 ページのところは重大で表のところですね 4 番とか 5 番とか 6 番ありますけど、
0:28:09	重大事故等対象設備の発生をっても全然よくわからない文章になってまして従来事故等の発生を想定するグローブボックスとかの文章でございますこのへ、すみません、
0:28:21	直してもう一度出させていただきますという事。
0:28:25	あとは右下 33 ページ、いきなり及びで始まっているのは文書を分解したときに、すいません中途半端に分解してしまいますと、いう事でございました。はい。以上、他にも細かいところありますので、全体的に修正をして再度かささせていただきますと思います。
0:28:42	説明は以上になります。

0:28:46	大変ありがとうございます。
0:28:47	それでは規制庁側からの確認事項ありましたらよろしくお願いします。
0:28:53	規制庁大橋ですけれども、16号に関しては、今後さらに直されるということなので、直される範囲に入ってるかもしれないですけれども、ちょっと確認をさせてください。
0:29:05	24ページですけれども、
0:29:12	24ページのところで、(2)のところでは20分で完了することに関してタイムチャートをつけたっていう話ですけれども、
0:29:21	28ページにチャイム立てががついているということは理解して、
0:29:26	小学校の時間までに行われるということはわかるんですけれども、ちょっと私が言いたかったのは、
0:29:35	この27ページについて、その温度変化
0:29:41	の関係で、これが
0:29:49	27ページのこの図妥当その10分までしか、10分前ぐらい、十分ちょっとぐらいまでしか評価が書いてないというようなことでこの辺が、20分までだとどうなんでしょうかという、
0:30:00	話をしたわけなんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。
0:30:06	はい、日本石田でございます。ここは図のタイトルに書いてある通り模擬試験の結果でございますここで見たかったのは、グローブボックス内での火災が起こった時の温度上昇の仕方、火災の状況との関係での温度上昇の仕方と、
0:30:22	あと消火すべき、し、
0:30:25	温度が下がっていくんだという絵姿ですねそういったものの状況を確認するための試験でございました。火災の発生するためのそのオイルパンにある油の量と、
0:30:37	火災との関係でその温度であったりってのが決まりますので、先ほどあった、20分継続するというだけでも十分でもう結局は火災の温度上昇としては変わらないと思っておりますので、この試験結果をもとに、温度の
0:30:54	値を決めさせていただいているということでございます。以上です。
0:30:58	はい。この27ページのこの図を見ると、
0:31:06	秒数でいくと7、100秒以下ぐらいのところで、温度が下がってる感じですが、油の量からいっても、またこれ以上温度は上がらないという、
0:31:18	理解で整理してるっていうことでよろしいでしょうか。
0:31:28	コサクですけどちょっと大上さんに、逆に質問で申し訳ないですけど、これ消化完了ってなって、

0:31:35	消化完了したのに油のオン
0:31:37	すみません、継承は続かないと思うんですけど何を。
0:31:41	はい。失礼しました。
0:31:43	ちょっと私の方は、
0:31:46	はい。
0:31:51	はい。今の点は結構です。すみません。はい。
0:31:55	ちょっと見落としてました。はい。
0:31:58	ちょっと次の点をいきたいと思います。すみませんでした。
0:32:03	24 ページの方お願いします。
0:32:08	24 ページのまとめのところですけども、24 から 25 ページにかけての箇所ですけども、
0:32:15	こちらも確か前回フジワラの方から、修正をしてはどうかという話をされてきたという話だったかと思うんですけども、
0:32:25	この辺特に変わってないように、変わってないかと思います。
0:32:30	で、こちらが
0:32:37	前回の話としてはそのグローブボックス近傍では 100 度近くになるものの、そこから離れた場所では、通常時の温度を環境温度と変わらずくらいのその書き方がどうかと。
0:32:48	いう話をしたんですけども、この辺はいかがなんでしょうか。
0:33:02	日本原燃石田でございます。ご指摘をいただきといて、すっかり対応が忘れていたような気がします。すみません。
0:33:10	そうですね全体的な考えとしておっしゃっていただいている通りグローボックス
0:33:16	ここで書いて 24 ページの上で書いてあるただし書きの文章ですね、の関係をまとめにも展開できるようにさせていただければと思います。以上です。
0:33:29	はい。
0:33:30	おります。
0:33:36	続いてですけども 19 ページ目をお願いします。
0:33:43	19 ページ目でちょっと確認なんですけども、ナンバー 2 のところの圧力ですけども、こちらが、
0:33:53	大気圧っていうふうに環境条件とか書いてあるんですけども、この辺許可時の環境条件としても、聞いている工程の圧力としては、
0:34:04	通常時が
0:34:07	事故がすみません、通常時が 160 P A S C A L からマイナス 168 から 140%で、事故時が -160 から 200 っていうふうなことに、

0:34:20	なってる 100%だというふうになっていたと思うんですけども、この辺大気圧というふうになら整理されているのは、
0:34:27	何かどういった理由なんですか。
0:34:42	はい、日本イシハラでございます。右下 14 ページですかね通常時の圧力お話聞いていません。
0:34:51	いや、19 ページの大気圧の説明ですよそれが右下 14 ページのところに、
0:34:58	説明を書いてあって、それが 3.1. 1 が通常時の圧力の話を書いています。負圧管理目標値の最大で室内圧力はマイナス約 60%スカルである。
0:35:11	通常体系は辻脳室のやつ圧力と書いてあって大気圧と同等であることから通常時の環境条件を第 1 月を設定するということがまず、ある。これは I U 側と設計条件は変わっていません。
0:35:25	ということと、あとは、14 ページの下側から始まる。
0:35:32	排風機の停止に伴って重大事故時のやつは提出圧力は通常時の圧力から徐々に大気圧に近づくということで、それも含めて選定は大気圧ということ、
0:35:43	記載をしていると思ってました。
0:35:46	以上です。
0:35:56	はい、わかりましたすみません。はい。
0:35:59	あとすみません、10 ページですけれども、
0:36:06	あ、すみませんこれ 18 ページから 20 ページの図の場所ですけれども、こちら、前は 10 ページの後についていた形なんですけれども、何かこう、
0:36:19	何か、
0:36:22	18 ページから 10、
0:36:25	20 ページの
0:36:27	共通なのがある場所が違う気がするんですけどいかがでしょうか。
0:36:37	はい。二本木西原でございます。すみません、私は移動させた覚えがちょっとなかったのでもっと場所的におかしいですね、別紙 1-7 の説明が表の中に出てきて別紙 1-1 が前にいるのもおかしいですし、
0:36:50	全体的にこの表多分そうですね内容に合わせると、別紙 1 のリード文が 10 ページなので、この後にいて、それぞれの別紙 1、1-1 以降が作っているのが、
0:37:02	正しい形がするのでそこも含めて先ほど誤記の修正も含めてやらせていただければと思います以上です。
0:37:08	はい。よろしく申し上げます。

0:37:12	十時 05 関係は以上です。
0:37:17	じゃ、よろしければ、すみません十時 03 の方で、少し、
0:37:23	確認をしたいんですけども基本的に
0:37:26	誤記の関係の指摘になるかと思ってます。12 ページをお願いします。03 ですね。はい。
0:37:42	03 の 12 ページですけども、
0:37:44	この表、第 2-1 の、この表で表の中で、その番号 (2) の設備バブルっていうふうに書いてありますけれども、
0:37:53	これ安易では設備区分というふうに今書いてあるんですけども、これは、
0:37:58	記載が正しいのでしょうか。
0:38:03	はい、日本石田でございます。これ、最終的にはすいませんああいうことで出さなきゃいけないんですけど要は、設備分類に合わせるようにしました。以上です。南條側の方はわかりました。
0:38:21	この 12 ページの (5) のところで、その環境条件における健全性というように、書いてあるんですけども、
0:38:33	アンギュラーの方見ると、
0:38:40	もう少し細かくその記載するということが分けて書いてあるんですけどもこれは何か、
0:38:46	十字の方がかなり漠っと書いてある感じなんですけれども、これは何か
0:38:51	整合がとれてるのでしょうか。
0:39:05	はい。日本原燃石原でございます。それほど差をつけたという気はなかったんですが、
0:39:11	記載が大分違うんじゃないかということですかね。麻生。
0:39:19	少々お待ちください。
0:39:34	日本原燃石原でございます。今おっしゃられているのはいいですかね。案 U A L と環境条件における健全性で温度トーク外健康放射線被ばくとか、それぞれ項目を分けて書いているのを、
0:39:50	こちらは環境条件における健全性ということで (5) に全部集約した形になってるっていうのが違うんじゃないかということですかね。そうですね。形態の話かもしれないですけど。
0:40:01	はい。そこはもうテンプも含めた全体の構成の示し方の違いかと思っ ますああいう方は
0:40:10	温度とかの健全性の環境条件の話、あと悪て屋外健康の話、放射線の話 荷重の話電氣的障害の話って言うのが構成上項目が分かれていますのでそれ に合わせて展開をさせていただいたと。

0:40:23	ということでございます。ただ書いてある内容としては結果はそれらの健全性を、記載をしますよということは変わらないと思ってます。一方こちらの方は制度は健全性、
0:40:35	環境条件等の中の環境条件として全体をカバーして記載をしているので、その構成に合わせてお互い必要なことは書いていながらも、構成の違いでこの括弧番号の不安が変わっているということかと思ってます。以上です。
0:40:52	はい。
0:40:53	あります。あと、ちょっと続けたいと思います。13 ページの方ですけども、
0:41:02	13 ページの方のまず一番下の (14) のところですけども、
0:41:11	記載内容の記載のところで重大事故等対処設備というふうに何か文書が切れてる感じがするんですけども、これは何か
0:41:19	これでよろしいのでしょうか。
0:41:29	はい。日本原燃志田でございます。今言われてるのは、設計基準対象設備、設計基準事項対象設備と重大事故等対処設備等、
0:41:39	書いてあるのがそのあとに、を記載するのか、に対する適合性を説明する記載するのか何かもう少し語尾があるんじゃないかということでしょうか。そういうことです。
0:41:51	はい、日本イシハラでございます。あと他のも見ても、記載を適正化させていただきます。以上です。
0:41:58	はい。
0:42:03	続いて、15 ページ目ですけども、
0:42:08	これもなんかちょっとこう、
0:42:10	15 ページ目の、
0:42:15	放射線被曝というのが真ん中ぐらいにあるんですけども、
0:42:24	書き方の話かもしれないんですけども第 1 項の第 7 号に同じというふうに書いてあって、16 ページ目の方の
0:42:33	7 号のところを記載してみるとその場になってるというようなことで、ここら辺、何か
0:42:39	関係がちょっとよくわからないところであるんですけども。
0:42:43	何かこう、
0:42:46	機械に工夫とかできないのでしょうか。
0:42:49	はい。日本原燃石田でございます。まず、増額工夫はちょっと考えたいと思います。

0:42:58	対象が燃料加工建屋ということでそれに対して必要な記載を展開させていただきますので
0:43:07	被ばくんとこどう書くかってところは、
0:43:12	上で言ってる、設備、放射線の設備ってということとの関係と、この被ばくのところを書くことってものを、
0:43:20	関係を提示した上で、今設置%カバーなんていうのはもともとこの7号のところ設備側を意識して、多分展開するはずなので、建屋としては考慮事項はないということでバーになってると思います。こちらの場合にするのに1個、
0:43:36	この第7号に同じと書いてしまうと、相手%じゃないかということ言っても何もないということなので、そういうことも含めた上で記載の適正化、ちょっと考えたいと思います。以上です。
0:43:47	はい。
0:43:49	内容としては理解しました。
0:43:51	はい。続いてですけれども、
0:43:56	同じ箇所のその荷重とその自然現象ですけれども、ここの記載の話かもしれないですけども、その荷重のところの文章を読むと、
0:44:07	地震、風竜巻積雪云々っていうふうなことで自然現象のことが書いてある。
0:44:13	で、下のところのその自然現象のところ
0:44:16	それとはまた別に自然現象というふうな項目もある、あるんですけども、この書き分けとかに関してもう少し整理して書けないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:44:46	日本原燃社でございます。今言われているのは、
0:44:50	15ページの荷重のところ、具体的な事象名を書いてこれに対する荷重を考慮してと書いてに対してその下には二つぐらい下の自然現象は、
0:45:01	外部からの衝撃や損傷を防止できる設計として書いて、具体的な事象名は特に書いてないといったところで、記載の程度感が違うんではないのかということでしょうか。そういったこと。
0:45:14	はい、わかりました。おっしゃっている趣旨はわかりましたので室、何が必要かをもう一度ちょっと考えた上で記載の適正化をさせていただきます。
0:45:25	荷重のほうはただ添付書類上は、どういう荷重だということを書いていて、確かに自然現象側も、どんな自然現象を考慮するかってそういうことを考慮して、外部からの遡上が防止できる建屋に、

0:45:36	収納するんだと、いうことを書いてますのでそれとのリンクで書けるようにさせていただきます。以上です。
0:45:43	はい。
0:45:46	最後ですけれども、
0:45:50	この16ページ目の、
0:45:54	2項のところでは重大事項等における条件っていうふうな記載があるんですけども、他のその記載として、第1項第2号と同じというふうに書いてあって、
0:46:07	他の自然現象とかここの第2項の事前現象とか人為事象とかは、同じく、
0:46:15	第2項と2項2号と同じふうに書いてあるんですけども、この重大事故等における条件の第1項2号と同じっていうのは、これは
0:46:28	第1項2項のどこと同じなのかっていうのがちょっとわかるように全体ということでよろしい。
0:46:41	はい、日本エリアでございます。温度圧力湿度放射線が対象だと思えますのでそこがわかるようにさせていただきます。以上です。はい。
0:46:52	私からは以上です。
0:46:54	他の方でもお願いします。
0:47:06	規制庁コサクです。今の点で、他のところでもちょっと気になって、
0:47:12	どこだっていうのはちょっと動いてないんですけど、
0:47:15	重大事故等における条件っていうのが、
0:47:22	枠と同じと言われてもという気がするんですけどそのあたりでどう説明されてますか。
0:47:34	表現西原でございます。
0:47:45	ちょっとここは、上田上で全体整理をしますが、自然現象みたいなやつは間環境条件として見るものは、
0:47:56	新美と同じというのが、
0:48:00	添付書類側でも確か基本設計方針でもかもしれませんが展開していたと思うので、あれですけども、今言われたのは、
0:48:08	従来事故等における条件が、前の方と全く同じだということが、何か事故の条件を考えた場合違う部分まで同じと言ってるんじゃないかということでしょうか。
0:48:19	コサクです。
0:48:21	重大事項等の条件っていうの、ちょっと私が勘違いしてんのかもしれないですけど、重大事故。

0:48:28	が発生したときにどういう環境になるかということをおっしゃっているのではないのですか。
0:48:39	はい。日本原燃石田でございます。そういう意味でおっしゃっていただいたことを理解しました
0:48:45	次、具体として展開する時に重大事故等の環境条件を考慮した上で、有効に機能が発揮できることという展開をしないといけないところ。
0:48:55	が、適切にちゃんとリンクを貼って、適切なことが書かれているかというところはもう一度ちゃんとチェックをして展開できるようにさせていただきます。単純にその環境条件として引っ張ってきてしまっているようなところもあるかもしれないので、
0:49:09	それが事故の条件としての考慮事項だということであれば、そういう具体のものを引っ張る必要がありますし、環境条件として一般的なものを書かなきゃいけないところは、そういうタイトルにした上で、展開が必要だと思いますので、そこの機会の書き分けも含めて、
0:49:24	整理をさせていただければと思います。以上です。
0:49:28	はい。補足ですよろしくお願ひします。例えば、例えばというかMOXの場合は重大事故も非常に限定されていて、あまり過酷な状態にはならないわけではあります先ほどの
0:49:41	カッソテーの火災でどれぐらいの温度上昇があるかといったようなところ、
0:49:47	ぐらいかなとは思いますが、それは普通の環境とはちょっと違うわけで、
0:49:54	もう少し丁寧な説明ということに、
0:49:57	していただくと良い。でもあれですかね。
0:50:01	ちょっと今の通しの16ページ出てるところがその意味なのかどうかちょっと。
0:50:07	よくわかりませんがいいんだよ。
0:50:11	多分いいと思います。いいですね。これ何を書こうかと思ったんですけど、そこで合ってるはずですよ。はい。はい規制庁細木です。そこら辺
0:50:21	よろしくお願ひしますでここ以外にもいろいろと層位重大事項の
0:50:26	がどういう状況になるかっていうことを踏まえて書かなきゃいけないところが大部分、記載が足りてないような気がしたので、
0:50:36	その点一通り見渡してください。よろしくお願ひします。
0:50:42	はい。日本原燃者でございます承知いたしました。
0:50:47	それではその他確認事項ありますでしょうか。

0:51:00	ないようでしたら下、原燃側からまとめと今後のスケジュール、お願いいたします。
0:51:11	はい、日本ギリシャでございますはい。
0:51:15	十字の 03 については、
0:51:21	先ほどあったんいうとの関係も含めて整理をして、あとかつ重大事故における条件、確かに今見ると、16 ページの設計基準要項において想定した状況厳しい条件を要因とした事象と書きながら、
0:51:36	2号と同じと違ってよくわからない限界になってるところも含めて、絶対何を書かなきゃいけないかを考えて適切な表現の記載ぶりを整理させていただければと思います。
0:51:47	いうこと、あと十時 05 の方は、こちらから冒頭申し上げた動きも含めて全体整理をさせていただきますと、いうことです。あとはすみません前回の取りこぼしになってしまいました 24 ページ以降のまとめのところの記載も適正化をさせていただきたいと。
0:52:03	思います。あとは、構成ですすいません前回から若干多分変わってしまってる表の 1 が、本文の 1 ポツ、
0:52:13	2 ポツと下の後かな、1 ポツのとか、1 ポツ 2 ポツのあとですすね本文の別紙 1 が始まった後の 2 ポツの後に多分表が行って別紙 1-1 が、
0:52:24	そのまま続くはずなのでこの辺の整理をさせていただければと思いますということでございます。修正については、来週水曜日合わせて出させていただきます。
0:52:34	ということでございます。以上です。
0:52:37	ありがとうございます。
0:52:39	それでは本日予定した予定していた議題は以上となりますが、規制庁側から連絡事項はありますか。
0:52:56	ない、ないようですので、続きまして日本原燃側から連絡事項ありますか。
0:53:03	荷揚にシャドー特にございません。
0:53:05	それではよろしければ本日のヒアリングを終了しようと思います。
0:53:10	お疲れ様でした。
0:53:13	ありがとうございました。